

令和6年度

健康づくり推進協議会
保健事業実績及び計画



嘉麻市

は じ め に

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日以降、インフルエンザと同じ5類疾病への移行され、数々の制限は緩和されました。保健事業においては、事業にて感染拡大を起こさないためにも、感染対策をとりながら徐々に、通常に取り組みへと移行をしていきました。

子育て支援課は、母子保健、子育て及び教育の相談等に対する支援事業を一体的・継続的に行之、包括的で総合的な子育て支援を提供することを目的として、平成31年4月に設置されました。

母子保健係では、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」を提供するため、妊産婦から乳幼児まで継続的にかかわり、親子ともに健やかな成長を喜び合えるように、母子保健事業を推進しています。また、予防接種法に基づき、伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、乳幼児等を対象とした予防接種事業を実施し、公衆衛生の向上を図っています。

発達相談支援係では、発達の過程で支援を必要とする乳幼児の早期発見、早期対応のため、療育訓練事業を推進し、就学前巡回相談や就学後の小学校巡回相談など切れ目のない支援の実施に努めるとともに、外部機関の委員により構成する「嘉麻市発達支援連携協議会」において、関係機関との連携のもと、その子に応じた適切な支援を継続して行うための取り組みを総合的に推進しています。

これまで、「嘉麻市子育て世代包括支援センター」と「嘉麻市子ども家庭総合支援拠点」などの機能を1つにまとめた「嘉麻市子育て総合支援センター」において、母子保健、子育て、教育の相談等に対する支援事業を一体的・継続的に行っていました。

今般の児童福祉法の改正を受け、この「嘉麻市子育て総合支援センター」の機能強化・体制整備の促進と、引き続き妊娠準備期から子育て期までにわたる切れ目のない包括的な子育て支援を提供するため、令和6年4月から「嘉麻市こども家庭センター かま・suku」を開設し、妊産婦や子どもへの一体的な支援を実施しています。

令和3年度から市民課の医療保健係において、「高齢者の医療の確保に関する法律」により義務付けられた「特定健診・保健指導」、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて取り組みを行っています。

健康課健康推進係では、健康増進法に基づく健康教育・健康相談・訪問指導・がん検診事業、生活習慣病の予防、疾患の早期発見、早期治療、疾病の重症化予防及び感染対策を主体に取り組んでいます。令和3年度から始まった新型コロナワクチン臨時特例接種は、令和6年3月31日で終了となりとなり、4月からは新たに定期予防接種に追加されることとなりました。

また、精神保健分野においては、精神保健福祉法が改正され、相談支援の対象が精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者と拡大され、地域包括ケアが重要視されることとなりました。

最後に、急速な少子高齢化、疾病構造の変化、新たな感染症により、嘉麻市の抱える健康課題も変化しています。今後も、健康、医療、福祉に関する情報を活用して、嘉麻市のかかえる健康課題を分析し、子育て支援課、市民課医療保健係、高齢者相談支援センター、健康課及び関係機関等と連携し、嘉麻市保健計画の目標に沿って今後の保健活動を検討していきます。

今後とも皆様のご指導の程よろしくお願いいたします。

目次

第1章 嘉麻市の概要	1
1. 嘉麻市の人口推移	1
2. 嘉麻市の人口動態	2
3. 平成29年～令和3年の主な死亡原因の状況	2
第2章 機構および事業概要	4
1. 組織機構および職員数（会計年度任用職員を含む）	4
第3章 母子保健事業	5
1. 妊娠の届出（母子健康手帳の交付）	5
2. 妊婦健康診査	5
3. 養育医療受給資格認定事業	6
4. 産後ケア事業（令和3年度より実施）	7
5. 産婦健康診査事業（令和5年度より実施）	8
6. 新生児聴覚検査事業（令和3年度より実施）	8
7. 新生児訪問指導	9
8. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	9
9. 育児相談	10
10. 育児教室	11
11. 母子栄養強化事業	11
12. 乳幼児健康診査	12
13. 療育訓練	14
1) 個別訓練	15
2) 医師診察	16
3) 心理相談	16
14. 乳幼児育成指導事業（巡回相談）	17
15. 嘉麻市発達支援連携協議会	18
16. 予防接種	19
1) 乳幼児及び児童、生徒	19
2) 高齢者定期予防接種	21
3) 風しん予防接種助成事業	22
4) 風しん追加的対策	22
5) 造血細胞移植後の再接種助成事業（令和2年度より実施）	23
第4章 健康増進事業	25
健康教育	25
1. 稲築保健センター運動指導	25
2. 健康度測定	26
3. 男性料理教室	27

4. 健康プラス教室	27
5. 子どもと若年世代の食生活改善事業（令和5年度開始事業）	28
1) 朝ごはん＆ベジ事業	28
2) ヘルシーメニュー提供店舗の普及	29
3) 5月17日（高血圧の日）啓発事業	29
4) 食育レシピの普及	29
6. 受動喫煙防止普及啓発事業（令和6年度開始新規事業）	30
1) 小学校における児童への受動喫煙防止普及啓発	30
7. 出前講座	30
健康相談	31
1. 健康相談	31
2. 血圧手帳の交付・血圧計の貸出	32
3. 減塩モニタ（塩分摂取量簡易測定器）貸出及び減塩指導	32
4. 肺年齢測定	32
5. 血管年齢測定	33
6. 体組成測定	33
訪問指導	34
健康診査	34
1. 健康診査	34
2. 肝炎ウイルス検査	35
3. 骨粗しょう症検診	36
4. 若年健診	36
5. 歯科検診	37
6. 歯周疾患検診	38
第5章 各種がん検診及び結核検診事業	39
1. 各種がん検診	39
1) がん検診内容及び受診者数	39
2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	44
2)－1 無料クーポン券配布事業	44
2)－2 精密検査未受診者に対する受診再勧奨事業	45
2)－3 5大がん個別の受診勧奨・再勧奨	45
2. 結核検診	47
3. 骨髄等移植ドナー助成金事業（令和4年度から開始）	47
4. 小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業（令和5年度から開始）	48
5. アピアランスケア推進事業（令和5年度から開始）	48
第6章 特定健診・特定保健指導事業	49
第7章 精神保健事業	53
1. 相談及び訪問事業	53

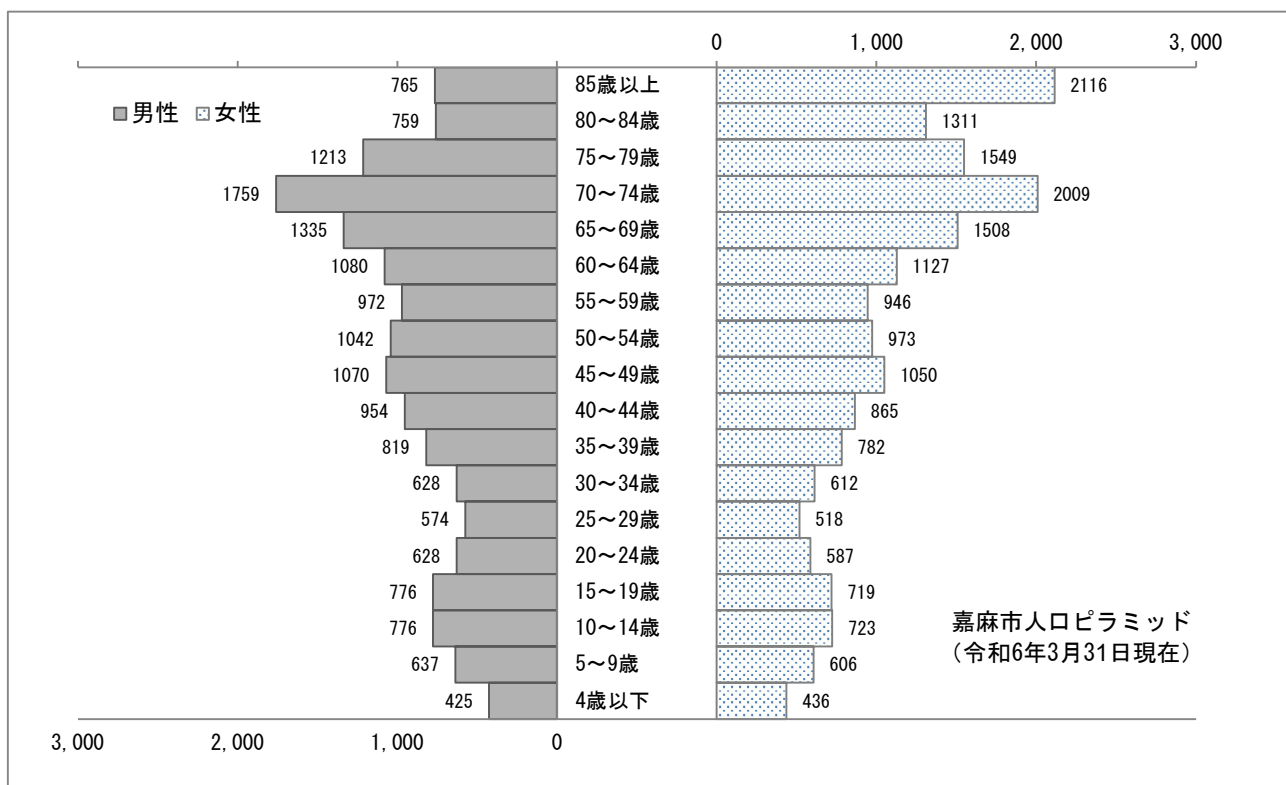
2. 自殺対策事業.....	53
3. ひきこもり支援者意見交換会.....	55
第8章 感染症予防支援事業.....	56
1. 新型コロナウイルス感染症対策.....	56
2. 新型コロナワクチン予防接種.....	56
第9章 その他の健康づくり事業.....	58
1. 食生活改善推進員研修会（中央研修・普及教室）.....	58
2. 食生活改善推進員養成教室.....	58
3. かま体操普及事業.....	59
4. かましちゃん健康ポイント事業.....	59
5. 健康づくり推進のための会議開催の状況.....	60

第1章 嘉麻市の概要

1. 嘉麻市の人口推移

年		令和元年	令和2年	令和3年	令和5年	令和6年
内容						
世帯数(世帯)		18,622	18,577	18,351	18,122	18,029
総人口(人)		38,113(△799)	37,443(△670)	36,717(△726)	35,337(△1,380)	34,649(△688)
		男 17,740 女 20,373	男 17,491 女 19,952	男 17,182 女 19,535	男 16,558 女 18,779	男 16,212 女 18,437
0~14 歳(人)		4,278(△98)	4,157(△121)	4,000(△157)	3,763(△237)	3,603(△160)
		男 2,194 女 2,084	男 2,140 女 2,017	男 2,072 女 1,928	男 1,941 女 1,822	男 1,838 女 1,765
15~64 歳(人)		19,233(△767)	18,694(△539)	18,161(△533)	17,184(△977)	16,722(△462)
		男 9,689 女 9,544	男 9,448 女 9,246	男 9,176 女 8,985	男 8,748 女 8,436	男 8,543 女 8,179
65 歳以上(人)		14,602(66)	14,592(△10)	14,556(△36)	14,390(△166)	14,324(△66)
		男 5,857 女 8,745	男 5,903 女 8,689	男 5,934 女 8,622	男 5,869 女 8,521	男 5,831 女 8,493
高齢化率 (65 歳以上)		38.3%	39.0%	39.6%	40.7%	41.3%
		男 33.0% 女 42.9%	男 33.7% 女 43.5%	男 34.5% 女 44.4%	男 35.4% 女 45.4%	男 36.0% 女 46.0%
再掲	前期高齢者 (65~74 歳) 高齢化率	18.9%	19.3%	20.0%	19.7%	19.1%
		男 19.2% 女 18.6%	男 19.6% 女 19.0%	男 20.5% 女 19.6%	男 19.7% 女 19.7%	男 19.1% 女 19.1%
	後期高齢者 (75 歳以上) 高齢化率	19.4%	19.7%	19.6%	21.0%	22.3%
		男 13.4% 女 23.9%	男 14.1% 女 24.5%	男 14.0% 女 24.5%	男 15.7% 女 25.7%	男 16.9% 女 27.0%

(出典：各年3月31日現在 市民課より)



2. 嘉麻市の人口動態

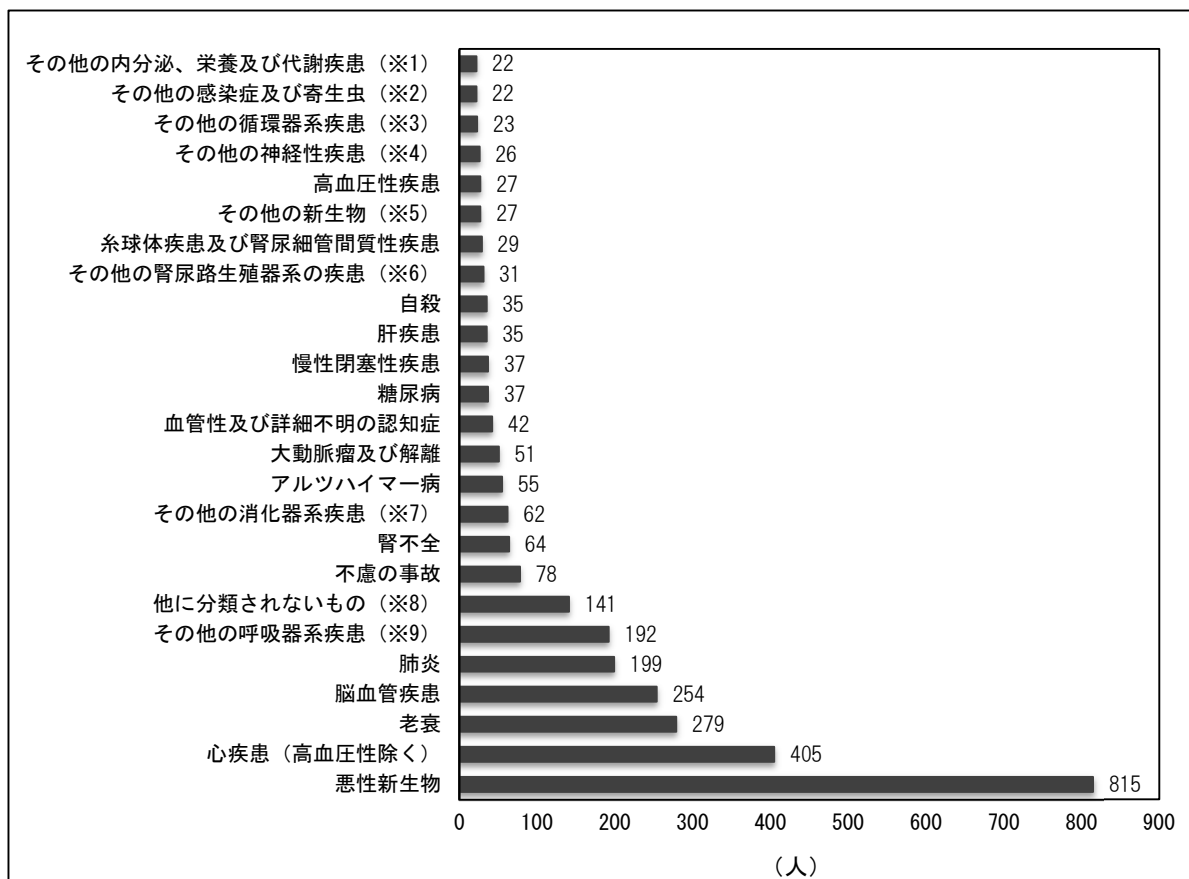
(単位：人)

年 内容	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和3年 (福岡県)
出生数(人)	221	213	180	169	176	37,540
出生率(人口千対)	6.0	5.9	5.0	4.8	5.1	7.4
死亡数(人)	605	626	627	611	676	56,410
死亡率(人口千対)	16.31	17.20	17.58	17.35	19.58	11.15
低体重(2,500g未満)児数(人)	23	20	18	20	23	3,475
出生数に対する低体重児数の割合(%)	10.4	9.4	10.0	11.8	13.1	9.3
婚姻率(人口千対)	3.37	3.02	3.36	2.58	2.81	4.35
離婚率(人口千対)	1.46	1.76	2.02	1.65	2.20	1.69

(出典：福岡県保健衛生統計)

3. 平成29年～令和3年の主な死亡原因の状況

【死亡者総数20人以上の疾患】



(※1) 糖尿病以外の内分泌、栄養及び代謝疾患

(※2) 腸管感染症、結核、敗血症、ウイルス性肝炎、ヒト免疫不全ウイルス病以外の感染症

(※3) 循環器系疾患のうち、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患、大動脈瘤及び解離以外の疾患

(※4) 神経系疾患のうち、髄膜炎、パーキンソン、アルツハイマー、脊髄性筋萎縮症以外の疾患

(※5) 中枢神経系の新生物等

(※6) 糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患、腎不全以外の腎尿路生殖器系の疾患

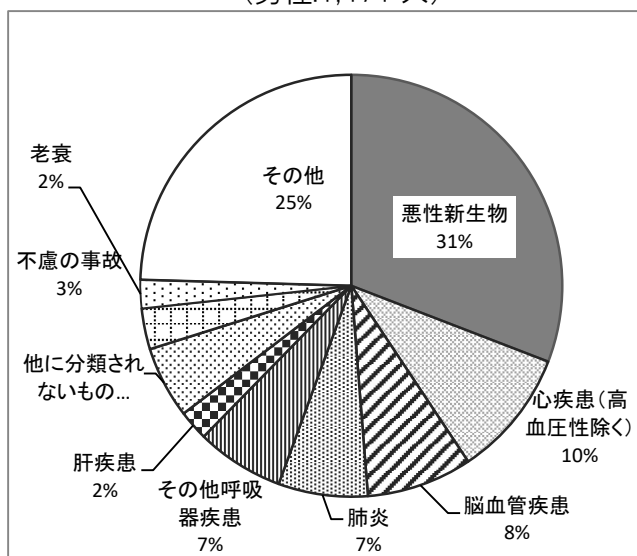
(※7) 胃・十二指腸潰瘍、ヘルニア及び腸閉塞、肝疾患以外の消化器系の疾患

(※8) 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの

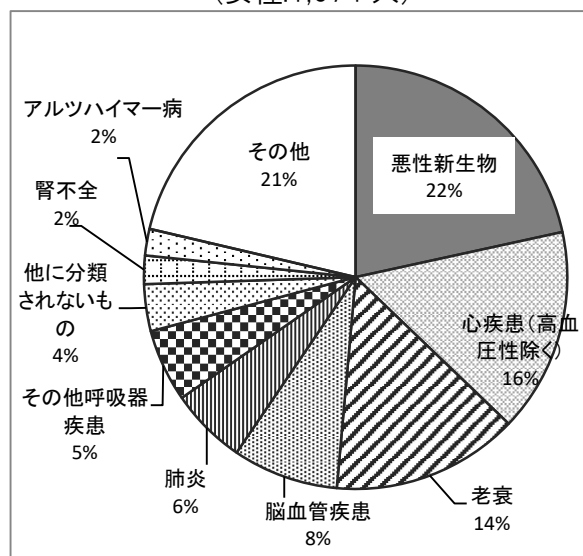
(※9) インフルエンザ、肺炎、急性気管支炎、慢性閉塞性肺疾患、喘息以外の呼吸器系疾患

【年齢階級別死因の上位】

(男性:1,471 人)



(女性:1,674 人)



【年齢階級別死因の上位】

(単位: 人)

年齢順位	性別	40 歳未満	40~49 歳	50~59 歳	60~69 歳	70~79 歳	80 歳以上
人数	計	20	30	73	288	624	2,110
	男	14	20	54	194	417	772
	女	6	10	19	94	207	1,338
1 位	計	自殺(5)	悪性新生物(9)	悪性新生物(33)	悪性新生物(117)	悪性新生物(244)	悪性新生物(411)
	男	自殺	分類されないもの	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
	女	—	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	老衰
2 位	計	分類されないもの(3) 不慮の事故(3) 周産期の障害(3)	分類されないもの(5)	自殺(7) 脳血管疾患(7)	脳血管疾患(25)	心疾患(56)	心疾患(323)
	男	不慮の事故	脳血管疾患 悪性新生物	脳血管疾患 自殺	脳血管疾患	心疾患	心疾患
	女	—	—	—	心疾患	心疾患	心疾患
3 位	計	—	脳血管疾患(4)	肝疾患(4)	心疾患(23)	脳血管疾患(42)	老衰(273)
	男	—	—	肝疾患	分類されない疾患	脳血管疾患	肺炎
	女	—	—	—	脳血管疾患	脳血管疾患	悪性新生物
4 位	計	—	自殺(3)	心疾患(3) 不慮の事故(3)	分類されないもの (16)	分類されないもの (41)	脳血管疾患(175)
	男	—	—	心疾患	心疾患	分類されない疾患	脳血管疾患
	女	—	—	—	大動脈瘤及び解離	分類されない疾患	肺炎
5 位	計	—	—	—	その他呼吸器疾患 (11)	その他呼吸器疾患 (33)	肺炎(186)
	男	—	—	—	その他呼吸器疾患	その他呼吸器疾患	その他呼吸器疾患
	女	—	—	—	—	その他呼吸器疾患	その他呼吸器疾患

※死亡者数が3名以上を記載

(出典: 福岡県地域保健データバンク)

※心疾患: 高血圧性疾患を除く

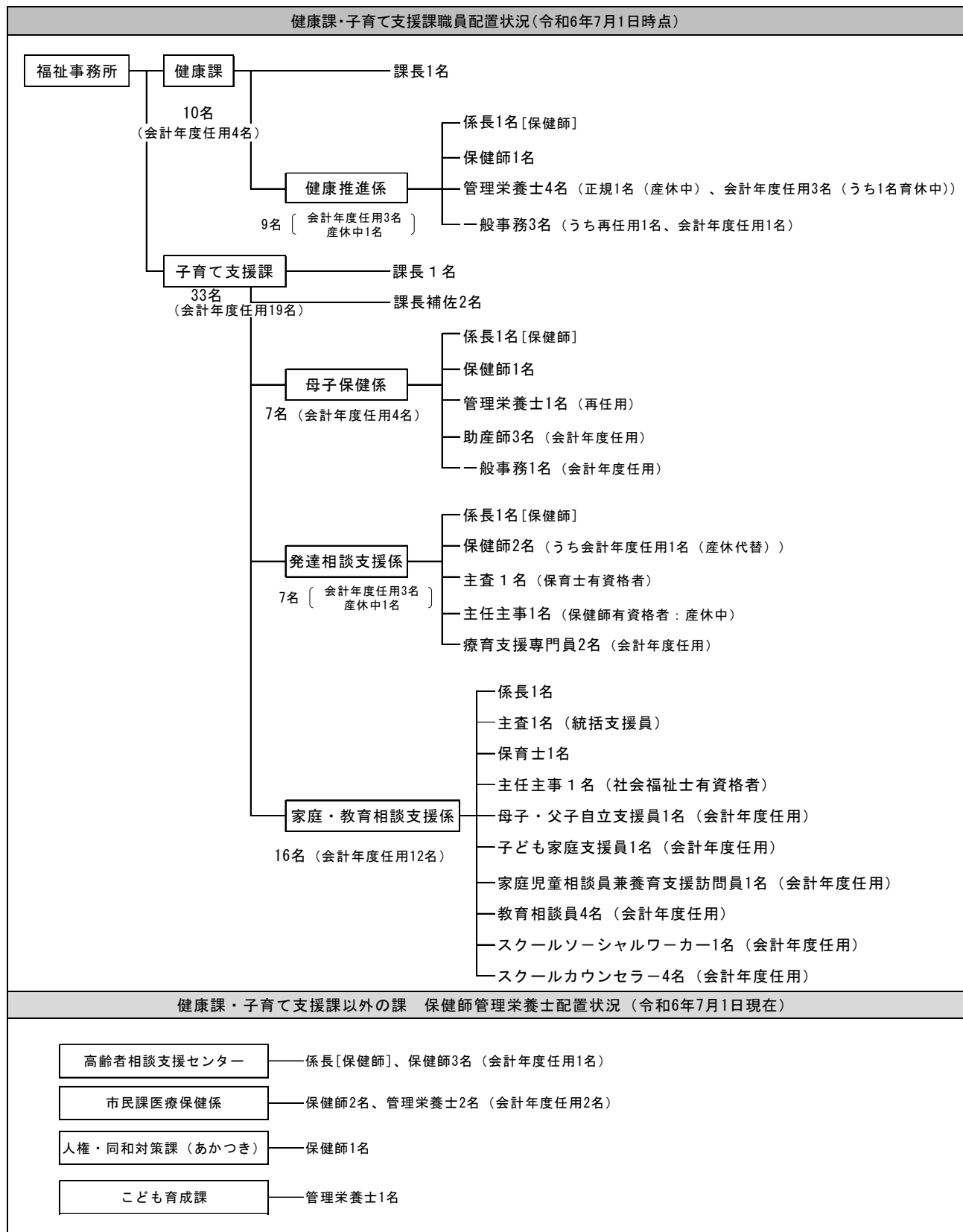
※分類されない疾患: その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの

※周産期の障害: 周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害

※その他呼吸器疾患: インフルエンザ、肺炎、急性気管支炎、慢性閉塞性肺疾患、喘息を除く誤嚥性肺炎、間質性肺炎など

第2章 機構および事業概要

1. 組織機構および職員数(会計年度任用職員を含む)



第3章 母子保健事業

1. 妊娠の届出(母子健康手帳の交付)

(1) 目的：母子保健法に基づき、妊娠の届出をした方に対して母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査の受診を促すと共に、必要に応じて保健指導を実施し、妊娠・出産・育児に至る一貫したサービスの提供を図ります。　　<根拠法令>母子保健法第16条

(2) 対象：妊娠の届出をした妊婦

(3) 内容：妊娠の届出をした妊婦に対し、母子健康手帳を交付し、安心・安全な出産に向けて、妊婦健康診査の受診勧奨及び母子健康手帳交付時のアンケート結果に基づいた、必要な保健指導を実施します。

(4) 実績：

年度 内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数(人)	175	170	156	130	139

(5) 考察・評価：

令和2年度より、予約制で母子健康手帳の交付を行っています。事前に電話やメール等で予約が入ることで、来所される妊婦の家族構成やきょうだい児の状況、前回の妊娠・出産情報が把握でき、妊婦に応じた個別指導を実施しています。初産婦や若年妊婦・体重管理が必要な妊婦に対しては、妊娠中の栄養や適性体重について、管理栄養士による栄養指導を行っており、また妊娠・出産に不安の強い妊婦や経済的問題を抱える妊婦等には助産師が丁寧に寄り添った支援を行っています。得られた情報を基に、支援プランを作成し、母体の健康管理・出産・育児の不安等について訪問や電話等で保健指導を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない継続した支援の実施に努めています。

新型コロナウイルス感染症による生活全般への不安等も影響し、妊娠届出者数は年々減少していましたが、令和5年度は若干増加しています。

(6) 令和6年度の取り組み：

今年度も引き続き、母子健康手帳交付時に助産師・管理栄養士の面談を実施し、顔の見える関係性・信頼関係の構築・相談しやすい体制づくりに努めます。令和4年度からスタートした出産・子育て応援交付金事業は、今年度から現金給付からポイント給付に移行したため、母子手帳交付時に申請手続きを行い、給付を担当することも育成課と連携しながら支援していきます。

また、必要時、産科医療機関や当課家庭・教育相談支援係等の関係機関と連携しながら、妊産婦が安心して生活できるよう、新生児聴覚検査や産後ケア事業、産婦健診事業等、各種事業の周知・啓発を図っていきます。

2. 妊婦健康診査

(1) 目的：母子保健法に基づき、妊婦健康診査を実施し、妊娠中の経済的負担を解消するとともに、安心・安全な出産に向けて、母体や胎児の健康管理の向上を図ります。　　<根拠法令>母子保健法第13条

(2) 対象：妊娠の届出をした方のうち、健康診査時において嘉麻市に住所を有する妊婦。

(3) 内 容：妊婦健康診査の実施時期及び回数は、妊婦に対する健康診査の望ましい基準（平成27年3月31日）により、以下のとおりです。

- ・妊娠初期から23週まで1回／4週間
- ・24週～35週まで1回／2週間
- ・36週から出産まで1回／1週間

妊婦健康診査補助券による公費負担の回数は14回で、主なものとして、1回目にH T L V－1抗体検査（成人T細胞白血病〔A T L〕の検査）・妊娠初期血糖検査、7回目に性器クラミジア検査、11回目にB群溶血性レンサ球菌検査等を実施。今年度より初期の検査に超音波検査が1回追加になっています。

(4) 実 績：

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診実人員（人）	283	240	242	204	206
受診延人員（人）	2,123	1,789	1,826	1,491	1,651

(5) 考察・評価：

妊娠届出者数の減少に伴い、妊婦健康診査受診実人員・延人員共に年々減少していましたが、令和5年度はやや増加しています。新型コロナウイルス感染症等による健診控えや受診を遅らせたりすることがないように妊婦健康診査の受診勧奨を行いました。

(6) 令和6年度の取り組み：

今年度も引き続き、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診の必要性や結果の見方について説明するとともに、妊婦に必要な栄養素の摂取や適正体重の管理について、管理栄養士により個別に指導を実施し、妊娠中の栄養摂取が、胎児発育および児の将来の健康のために及ぼす影響を理解してもらえるよう努めていきます。

3. 養育医療受給資格認定事業

(1) 目 的：医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健全な育成を図ります。＜根拠法令＞母子保健法第20条

(2) 対 象：母子保健法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認める者。
母子保健法第6条第6項にいう諸機能を得るに至っていない者とは、例えば次のような症状等を有している場合をいいます。

○出生時体重2,000g以下の者

○一般状態や体温・呼吸器・循環器・消化器系の状態が悪く、諸機能が未熟な者

(3) 内 容：対象者の申請に基づき、養育医療給付医療券の交付を行い医療費の給付を行います。

○養育医療の申請受付・認定・決定→子育て支援課母子保健係

○養育医療の給付・請求事務→市民課国保年金係

(4) 実 績：

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員（人）	3	5	7	0	1

(5) 考察・評価：

平成25年度より県からの権限移譲により実施しています養育医療受給資格認定事業については毎年数名の申請があります。令和5年度の申請は1件でした。

(6) 令和6年度の取り組み：

妊娠期に適切な栄養を摂取することは、妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群の予防だけでなく、低出生体重児が減少にも大きな影響を与えます。妊娠中に必要な栄養や適正体重について、妊婦自身が学習する機会が必要なため、母子健康手帳交付時に、管理栄養士による栄養指導の充実に努めます。

4. 産後ケア事業（令和3年度より実施）

(1) 目的：産後の心身の回復や育児に不安のある等の育児支援を必要とする母子に対して、嘉麻市産後ケア事業を実施することにより、心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができる支援を実施します。

＜根拠法令＞母子保健法第17条の2、嘉麻市産後ケア事業実施規程

(2) 対象：嘉麻市に住民票があり、生後1年未満のお子さんとそのお母さんで、感染症状がなく、医療行為が必要でなく、次の①②に該当する方。

①出産後、お母さんの体調不良や育児に不安がある

②ご家族等から家事や育児の支援が受けられない方

(3) 内容：お母さんの休息・身体的ケア、心理的ケア、乳房ケア、授乳・沐浴等相談・指導、育児相談・指導等

サービスの種類		食事	利用時間帯	利用料金（自己負担）				利用上限
				市民税課税世帯		生活保護世帯 市民税非課税世帯		
宿泊型	ショートステイ	3食付き	1日24時間目安 （午前10時～翌日の午前10時）	1泊	5,000円	1泊	無料	原則7泊以内
日帰り	デイサービス	1食付き	1日8時間目安 （午前9時～午後5時）	1日	2,000円	1日	無料	原則7日以内
通所型	母乳育児相談	食事なし	1回1時間程度	1回のみ	0円	1回	無料	1回のみ 2回目以降は 全額自己負担
訪問型	アウトリーチ	食事なし	1回2時間程度	1回	2,000円	1回	無料	3回以内

(4) 実績：

(単位：人)

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
宿泊型	ショートステイ	1	8	4
日帰り	デイサービス	3	2	13
通所型	母乳育児相談	21	13	18
訪問型	アウトリーチ	16	20	7
延人数		41	43	42

(5) 考察・評価：

令和3年8月からの事業開始ですが、利用者数に大きな変化はありません。両親やきょうだい等の親族が比較的近くにおり、支援が受けられる環境下にある母子が多い地域性も影響していると思われます。

(6) 令和6年度の取り組み：

母子健康手帳交付時や伴走型相談支援の妊娠8ヶ月頃の支援等の機会を利用して、事業の周知啓発を図ると共に、支援を必要とする方に早期介入できるよう、産科医療機関や助産院等との連携を図ります。また、今年度から産後ケア事業の県費補助もスタートしたため、近隣自治体と調整を図りながら、気軽に利用できる体制整備に向けて検討し、利用料や利用回数等より良いサービスの提供に努めます。

5. 産婦健康診査事業（令和5年度より実施）

(1) 目的：出産後間もない産婦に対し、母体の身体機能の回復、授乳状況及び精神状況の把握等を行うための健康診査費用を助成することにより、産後うつ及び新生児への虐待の予防を図ります。＜根拠法令＞母子保健法第13条第1項

(2) 対象：嘉麻市に住民票があり、出産後8週未満の産婦。

(3) 内容：産後おおむね2週間及び4週間が経過する日に1回ずつ、産婦健康診査を実施する。内容は問診・診察・体重及び血圧の測定・尿検査・エジンバラ産後うつ質問票を用いた問診及び保健指導。

(4) 実績：

年度 内容	令和5年度
延人員	257人

(5) 考察・評価：

令和5年4月より飯塚市・嘉麻市・桂川町の二市一町で事業を開始しました。県内で実施している自治体がまだ少ないため、利用者だけでなく、実施する産科医療機関への周知や連携も密に行いました。また、契約している産科医療機関以外で受診した場合は、償還払いで対応しました。

(6) 令和6年度の取り組み：

今年度も伴走型相談支援の妊娠8ヶ月頃の支援や乳児家庭全戸訪問等の機会を利用して、事業の周知啓発を図ると共に、産婦健診の受診勧奨を行います。健診結果から支援を要する場合や情報提供が望ましいケースの場合等、産科医療機関や助産院等から連絡があった際は、早期介入・早期支援を実施し、産後うつ予防・虐待予防に努めます。

6. 新生児聴覚検査事業（令和3年度より実施）

(1) 目的：新生児聴覚検査に係る費用の全部又は一部を助成することにより、聴覚検査の実施を促し、子どもの聴覚に関する異常の早期発見と早期支援を図ります。

＜根拠法令＞嘉麻市新生児聴覚検査費用助成事業実施規程

(2) 対象：嘉麻市に住民票があり、生活保護世帯または市町村民税非課税世帯の方。

(3) 内容：生後28日を経過しない赤ちゃんに対し、出生後初めて実施する聴覚検査料について、検査を受けた日から1年以内の申請に助成する(1回のみ)

自動ABR検査	上限 5,000 円
ABR検査	上限 5,000 円
OAE検査	上限 3,000 円

※産院で検査費用をいったん自己負担していただき、申請後助成を受ける

(4) 実績：

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員（人）	0	9	13

(5) 考察・評価：

事業開始の令和3年度は、市内産科医療機関が新生児聴覚検査代をサービス（無料）で実施していたため実績がありませんでした。しかし、令和4年度から管内の産科医療機関の検査内容や料金の変更に伴い検査が有料で実施されることとなったため、令和4年度・令和5年度と申請件数は増えています。

(6) 令和6年度の取り組み：

引き続き経済的理由で聴覚検査が受けられないといったことがないよう、母子健康手帳交付時や赤ちゃん訪問時等に普及啓発を図っていきます。

7. 新生児訪問指導

(1) 目的：生後28日以内の新生児に対して、保健師または助産師が家庭訪問を実施し、発育・栄養・生活環境・疾病予防など、育児上必要な保健指導を実施することにより、保護者が新生児の育児についての理解を深めるとともに、不安を解消し、児の安全な発育・発達を図ります。
＜根拠法令＞母子保健法第11条

(2) 対象：新生児及びその保護者

(3) 内容：出生後28日までの期間に保健師または助産師が家庭訪問を実施し、発育・発達状況の確認や計測、母乳相談や育児相談等を行います。その際、健やかな成長と森などの自然を大切にする心を育む目的で、地元の木材を使用した木製品のプレゼント事業を、農林振興課と共同で実施しています

・平成25年度～平成29年度 「かまっ木（こ）スプーン」

・平成30年度～「はじめてのつみき」

8. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

(1) 目的：乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、子育てにおけるさまざまな不安や悩みを聞き情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対するサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。
＜根拠法令＞児童福祉法第6条の3第4項

(2) 対象：生後4ヶ月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭

(3) 内容：生後4ヶ月までの期間に保健師または助産師が家庭訪問を実施し、発育・発達状況の確認や計測、育児に関する不安や悩みに対して、育児相談を行います。その際、地元の木材を使用した木製品のプレゼント事業を実施しています。

(4) 実績：

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者（人）	179	165	165	146	144
実施人員（人）	161	161	159	145	144
実施率（％）	89.9	97.6	96.4	99.3	100.0

(5) 考察・評価：

本市は若年・シングルマザー・経済的不安等支援が必要な母子が多い傾向にあるため、出産後の育児不安の軽減・虐待予防に向けて、全戸訪問 100%を目指して実施率の向上に努めています。

令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実施率が低下していましたが、令和4年度からスタートした伴走型相談支援として、出産後の面談を全戸訪問事業に位置づけたこともあり、訪問の受け入れもよく、実施率 100%を達成しました。

(6) 令和6年度の取り組み：

母子健康手帳交付から妊婦訪問・赤ちゃん訪問と継続的にかかわり支援することで、人間関係を構築し、いつでも相談しやすい関係づくりに努めるとともに、産後安定して子育てできるよう支援します。特に特定妊婦や要保護児童対策地域協議会把握ケース等に対しては、医療機関や関係機関との連携を図りながら、必要時早期訪問や再訪問等実施し保健指導の充実をはかり、継続して実施率 100%を目指します。

9. 育児相談

(1) 目的：はいはいやつかまり立ち等、発達項目におけるキーマンスである生後10ヶ月児に育児相談を実施することで、育児に関する不安を軽減し、発育・発達状況の確認を行うとともに、早期に必要な支援を実施します。

(2) 対象：市内在住の生後10ヶ月児

(3) 内容：問診・計測・保健指導・栄養指導

(4) 実施回数：年間12回（月1回）

(5) 実施場所：嘉麻市稲築保健センター

(6) 実績：

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者（人）	234	195	168	157	147
参加人員（人）	177	95	109	141	105
実施率（%）	75.6	48.7	64.9	89.8	71.4
療育移行者（人）	4	0	1	1	0

(7) 考察・評価：

令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により事業の延期や中止があり、参加人数が少ない状況でしたが、令和4年度以降は感染予防に配慮しながら実施しました。4ヶ月児健診、7ヶ月児健診より参加者が少ないのは医師の診察がないこと、仕事復帰をする保護者が増えたことが考えられます。

(8) 令和6年度の取り組み：

今年度も感染症対策を徹底して、利用者に向けた周知・啓発を行います。また、10ヶ月児相談から1歳6ヶ月児健診まで、健診の期間があくことから、保護者自身が今後の発達の予測や見通しをもてるような保健指導の充実に努めます。

10. 育児教室

(1) 目的：妊娠・出産・育児に関する知識を普及し、理解を深めるとともに、同じ週数・月齢児をもつ保護者間の情報交換・仲間づくりの場としています。

(2) 対象：市内在住の希望者

(3) 内容：○離乳食教室…月齢に応じた離乳食についての講義・調理実習及び試食
○赤ちゃん体操教室…作業療法士による発達を促す親子遊びの紹介・実演

(4) 実績：(単位：回・人)

年度 教室名	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
離乳食教室	5	84	2	10	2	8	5	18	6	16
赤ちゃん体操教室	6	50								
マタニティ教室	3	9								
妊娠期個別栄養支援				170		151		127		139

(5) 考察・評価：

離乳食教室は、乳幼児健診会場で周知・啓発し、養育能力や育児能力、家事能力等に支援が必要な保護者に、特にこまやかな声かけを行い、第1子のお子さんを持つ家庭の離乳食初期の形状を中心に、中期・後期・大人の食事への展開なども取り入れました。開催においては感染症対策に配慮し、定員5人程度で年間6回開催しました。

赤ちゃん体操教室は、7ヶ月児健診で、お座りが遅い、ずり這いを嫌がる、姿勢変換が苦手等の悩みのある方を集めて集団指導を行っていましたが、令和2年度以降は、健診会場において個別対応で指導し、必要時療育教室につなげています。

(6) 令和6年度の取り組み：

離乳食教室については、前年度同様に、初期のまだ離乳を始めていない方対象、離乳食の中期、後期と対象者と内容を分け、年間5回開催予定のほか個別での対応も行います。

また令和3年度から実施している動画による離乳食づくりの配信や健診会場での離乳食レシピカードの提供も継続して実施していきます。

11. 母子栄養強化事業

(1) 目的：栄養の援助を必要とする妊産婦及び乳児に対して、栄養強化のために必要な食品を無償で支給し、妊産婦及び乳児の栄養の改善向上を図り、母性並びに乳児の健康の保持及び増進に資することを目的としています。

＜根拠法令＞嘉麻市母子栄養強化食品支給実施規程

(2) 対象：生活保護法による被保護世帯、市町村民税非課税世帯並びに前年度分の所得税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児

(3) 内容：○妊婦：申請を受理した日の月の翌月の初日から出産した日の月末までママミルクを月に24本支給

○産婦：出産した日の月の翌月初日から3ヶ月間、ママミルクを月に24本支給

○乳児：出生後満4ヶ月目の月の初日から出生後12ヶ月目の月末まで、母が希望

した粉ミルク1缶を支給

保健師及び助産師が、母子健康手帳交付時や赤ちゃん訪問等において、必要な世帯に、周知・勧奨を行っています。

(4) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦	1	0	3	4	11
産婦	4	2	2	3	8
乳児	14	11	18	17	16

(5) 考察・評価：

出生数は減少していますが支給件数はほぼ横ばいで推移しています。

妊娠中から母体の栄養改善に寄り添う支援を実施し、母子保健事業の取り組みを丁寧に行え、必要なケースに対し周知・啓発を行ったことも利用者数の増加につながった一因だと考えられます。

(6) 令和6年度の取り組み：

母乳育児の推進に努めつつ、対象者の経済状況を十分に考慮し、必要な方に支給できるよう母子健康手帳交付時の案内チラシや保健だより、赤ちゃん訪問等で、周知・啓発に努めていきます。

12. 乳幼児健康診査

(1) 目的：乳幼児の成長・発達の状態を明らかにし、疾病や異常の早期発見・早期対応に努めます。

また、保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行い、育児に関する不安や悩みの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、必要時、関係機関との連携を図ることで、乳幼児の健康の保持・増進に努めます。

＜根拠法令＞母子保健法第12、13条

(2) 対象者：○4ヶ月児健康診査：生後4ヶ月の乳児

○7ヶ月児健康診査：生後7ヶ月の乳児

○1歳6ヶ月児健康診査：1歳6ヶ月の幼児

○3歳児健康診査：3歳の幼児

(3) 内容：問診、身体測定、小児科医診察、育児相談、栄養相談、作業療法士による運動発達の相談(7ヶ月児)・臨床心理士による心理相談(1歳6ヶ月児)、歯科診察(1歳6ヶ月児・3歳児)、フッ素塗布(1歳6ヶ月児)、尿検査(3歳児)、スポットビジョンスクリーナーによる検査機器を使用しての視力検査(3歳児)

(4) 実施場所：稲築保健センター

(5) 実施回数：各健診とも月1回ずつ

(6) 実 績：

① 4ヶ月児健康診査（全体）

（単位：人）

年度 内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児数		208	187	168	165	140
受診児数		196	170	157	160	136
受診率		94.2%	90.9%	93.5%	96.9%	97.1
結果	異常なし	198	139	183	138	126
	既医療	1	1	5	3	0
	要観察	27	13	30	16	10
	要治療	3	0	0	0	0
	要精密	2	4	2	3	0
	療育移行者	1	0	0	0	0

② 7ヶ月児健康診査（全体）

（単位：人）

年度 内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児数		220	183	168	175	147
受診児数		207	172	145	170	143
受診率		94.1%	93.9%	86.3%	97.1%	97.2
結果	異常なし	147	106	159	140	122
	既医療	0	2	5	5	1
	要観察	57	36	67	24	20
	要治療	0	0	2	0	0
	要精密	3	1	2	1	0
	療育移行者	1	2	5	6	0

③ 1歳6ヶ月児健康診査（全体）

（単位：人）

年度 内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児数		227	259	186	176	180
受診児数		214	217	174	166	171
受診率		94.3%	83.8%	93.5%	94.3%	95.0
結果	異常なし	112	104	149	91	160
	既医療	0	2	2	0	1
	要観察	101	63	92	71	7
	要治療	1	1	0	1	0
	要精密	0	4	1	3	3
	療育移行者	11	6	1	3	7

④ 1歳6ヶ月児健康診査（全体・歯科）

（単位：人）

年度 内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診児数		214	217	169	165	171
未処置でう蝕のある者		2	1	6	2	1
虫歯の総数		9本	4本	19本	5本	4本
咬合異常のある者		10	44	36	20	21
軟組織異常のある者		3	0	0	0	0

⑤ 3歳児健康診査（全体）

（単位：人）

年度 内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児数		253	300	239	208	181
受診児数		236	248	222	195	173
受診率		93.3%	82.7%	92.9%	93.7%	95.5%
結果	異常なし	121	94	138	100	138
	既医療	0	1	0	2	2
	要観察	87	99	102	75	14
	要治療	1	3	2	1	0
	要精密	27	25	8	17	19
	療育移行者	13	13	11	22	14

⑥ 3歳児健康診査（全体・歯科）

（単位：人）

年度 内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診児数		236	248	200	194	173
未処置でう蝕のある者		45	54	21	27	19
虫歯の総数		140 本	239 本	72 本	106 本	70 本
咬合異常のある者		12	25	17	27	14
軟組織異常のある者		0	1	0	1	0

（7）考察・評価：

乳児健診ではほぼ高い数値で横ばいの受診率となっています。未受診者のうち、数名は保護者の意思で集団健診は受診しないという方もおられます。そういった方へは訪問を実施し、お子さんの様子を確認し、状況を把握しました。

全体的な取り組みとしては、赤ちゃん訪問時の声かけや、欠席連絡時の次回の案内等で健診日程を伝え、未受診にならないような対応に努めています。

（8）令和6年度の取り組み：

今年度も受診率の向上を目指し受診勧奨に取り組めます。7ヶ月児健診における作業療法士の個別相談や、1歳6ヶ月児健診における臨床心理士の発達相談も引き続き行い、保護者に児の特性を踏まえた関わり方のアドバイスや、必要な時は療育教室等早期支援につながるようアプローチをしていきます。

13. 療育訓練

（1）目的：障がいのある乳幼児あるいは、発達の遅れまたは発達の過程で支援を必要とする乳幼児に対し早期から療育訓練を行うことで、乳幼児の健全育成と家族などの支援につながることを目的としています。〈根拠法令〉母子保健法第5条 他

（2）対象者：嘉麻市内に居住する乳幼児で、医師等が療育訓練の必要を認めた者

（3）内容：ことば、運動及び心理の個別訓練と小集団訓練（運動訓練やSSTを含む訓練）、医師診察、保護者の心理相談

* SST…ソーシャルスキルトレーニングの略称（やり取りなどの社会性を学ぶトレーニング）

（4）実施場所：碓井母子保健施設

(5) 実 績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療育事業登録者数	204	213	235	262	235
療育事業利用者数	193	188	153	206	231
療育事業延人数	1,047	788	539	774	783

(6) 考察・評価：

令和5年度の登録者数は減少しましたが、利用者数は200人を超えて増加しています。全国的にも同様の傾向が見受けられ、文部科学省の2022年12月の調査で小中学校の通常学級に在籍する小中学生の8.8%に「学習面、行動面で著しい困難を示す」と報告されており、10年前の調査の6.5%から増加しています。

(7) 令和6年度の取り組み：

お子さんの特性やニーズを把握し、民間の事業所や医療機関など多様な社会資源をお子さんに合った形で利用できるように調整しながら支援につなぎたいと考えます。

1) 個別訓練

(1) 目 的：言語面、運動面、社会面において発達が気になる児に対し、早期から言語聴覚士や作業療法士、臨床心理士などがかわり、療育訓練を実施することにより、乳幼児の健全育成と家族などの支援につながることを目的としています。

(2) 内 容：言語聴覚士による言語訓練、作業療法士による運動訓練やSST、臨床心理士による発達相談（心理相談）、SSTなどを実施。

(3) 実 績：

内容 \ 年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別訓練	ことばの教室	実人数（人）	131	89	94	101
		延人数（人）	431	197	235	310
		日数（日）	71	39	45	61
	運動の教室	実人数（人）	112	85	111	94
		延人数（人）	401	212	375	275
		日数（日）	89	68	83	77
	発達相談（心理相談）	実人数（人）	109	98	91	155
		延人数（人）	157	130	127	189
		日数（日）	36	43	29	68
	個別のSST	実人数（人）	2	0	1	0
		延人数（人）	14	0	8	0
		日数（日）	12	0	8	0
	延人数合計（人）		1003	745	539	774
	実施日数（合計）		208	165	150	206

(4) 評価・考察：

令和5年度も利用者数が200人を超えており、発達に課題を持つお子さんの増加していることから、市の療育訓練に十分な頻度で参加が難しい状況にあります。今後は、日常の多くを過ごす保育所（園）・幼稚園などでも療育の支援が受けられる取り組み（定期的な巡回相談を行うなど）を検討していきます。

(5) 令和6年度の取り組み：

療育訓練事業の見直しを行い、碓井母子保健施設で行う個別訓練だけでなく、保育所（園）・幼稚園などの就学前施設への出向いて行う個別指導や乳幼児育成指導事業（巡回相談）の回数の調整や関係職種・機関を拡大させ、施設のニーズに合わせて実施していきます。

また、最近の傾向として、児の発達支援において、児の発達以外に、保護者の養育能力や家庭環境などが複雑に絡み合っ児への療育の実施だけでは解決できない事例もみられていますので、児や保護者の背景の把握にも努めていきたいと考えております。

2) 医師診察

(1) 目的：療育教室において、保護者の理解が乏しく療育が進まないケースや、療育のみの支援では難しく、投薬や医療的リハビリなどが必要なお子さんに対し医師診察を行います。

(2) 内容：飯塚病院の小児科医が稲築保健センターで必要に応じて診察を実施。

(3) 実績：

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数（人）	0	0	0	0	0
延人数（人）	0	0	0	0	0
日数（日）	0	0	0	0	0

(4) 評価・考察：

令和5年度は、医師の診察はありませんでした。医師の診察が必要なケースに対しては、2カ月に1回、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所で実施されている乳幼児発達診査事業に繋がりました。乳幼児発達診査事業では、医師の診察と臨床心理士の発達検査を同時に受けることができます。

(5) 令和6年度の取り組み：

医師診察への案内が適していると考えられるケースについて、実施することとしています。

市の療育と医療がつながることで、お子さんの発達への適切な対応が更に確立できるよう支援していきたいと考えます。

3) 心理相談

(1) 目的：保護者の心理状態が不安定だったり、育児疲れがみられるケースなどは虐待のリスクが高まり、適切な育児ができなくなることが多いため、臨床心理士による保護者の心理相談を実施することで、気持ちを整理したり、複雑な気持ちを吐露する機会につなげることを目的に、保護者のメンタルサポートを実施します。

(2) 内容：月1～2回（半日）、臨床心理士による心理相談を実施。

(3) 実績：

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数（人）	17	10	8	9	7
延人数（人）	34	16	15	21	17
日数（日）	16	11	8	10	9

(4) 評価・考察：

令和5年度の実人数は前年度と大きく変わりませんでしたが、利用されている方の内容としては、育児に悩みを抱えている方と、母自身の精神面の不調が原因で生活していくこと自体に困難を感じている方と半々の利用が見られております。必要に応じて医療へご案内、途切れないように定期的に教室にお声掛け行なうなどして、一人で抱え込まないように支援をしていきました。

(5) 令和6年度の取り組み：

保護者の心の健康は、お子さんの心身の成長に大きく影響することから、本年度も臨床心理士の協力を得ながら月1～2回の頻度で心理相談を行い、保護者の精神的サポートに努めます。

また、関係機関と連携をしていくことで、相談内容によっては他の職種も含めてケース対応をしていきたいと考えます。

14. 乳幼児育成指導事業(巡回相談)

(1) 目的：保育所(園)・幼稚園を巡回訪問し、発達が気になる児を早期に発見し、支援することで、児の健やかな成長と保護者の育児不安や負担の軽減を目的としています。

(2) 対象：嘉麻市内の公立保育所・私立保育園・幼稚園に通園中の児

(3) 内容：臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士の専門相談員が保健師等とともに保育所(園)・幼稚園を訪問します。お子さんの園(所)での生活を実際に見た上で、状況に沿った専門的なアドバイスを行い、個別相談が必要なケースについては後日、日程を設けて相談に応じます。平成24年度より関係各課で連携し、就学に向けての準備・体制を整える巡回相談を行っています。

(4) 実績：

○巡回事業(個別相談含む)

(単位：人)

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数(要観察児)	385	242	458	494	567
実人数(要観察)	306	225	458	487	563
療育への移行	29	13	15	27	24

○個別相談のみでの人数

(単位：人)

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数	60	17	21	27	24
実人数	51	17	21	27	24
内：就学前検査実施人数	15	17	5	2	2

(5) 評価・考察：

令和5年度も、巡回相談は各園1回の実施としていますが、園より相談のあった場合には個別に訪問するなどの対応を行いました。また、市内3園では巡回相談日の午後に保育士を対象とした乳幼児の発達についての研修を実施しました。実際の事例を通して研修をすることで、日ごろの保育の振り返りにつながることもあり、毎年実施してほしいとの現場の意見がありました。

巡回事業のフォローとして令和2年度より始めた年長児を対象にした保護者アンケートを、令和3年度から年中児の保護者にも拡げ、令和4年度からは市内園の年中・年長児に加えて市外園に通う年長児保護者へも郵送にてアンケートを実施しました。年長児：247名配布、回収228名

(92.3%)、年中児：213名配布、回収203名(95.3%)から回答を得ることができました。「心配なことはない」との回答がほとんどでしたが、中には漠然と就学に不安を抱いている保護者もみられ、臨床心理士の個別相談や教育相談員の紹介を行いました。園巡回だけでは相談につながらなかった場合も考えられるため、アンケートを実施し、保護者の心配なことを直に把握できる機会となりました。

(6) 令和6年度の取り組み：

毎年好評であった、「市内3園では、年3回、巡回相談を午前中、1クラスをじっくり様相観察し、午後、実際の事例を通して研修」を全施設に実施できるよう、施設のニーズに合わせた回数を実施していきます。年度途中、保育園長会議等に参加し現場の意見を聞きながら乳幼児育成指導事業の見直しを行っていきます。

また、年長・年中児アンケートも引き続き実施します。5年目の実施となり、アンケートの実施が浸透していると感じています。引き続き、園や担任の先生に丁寧に説明し、保護者へお声かけ頂くことやL o g o フォーム（ネット環境でのアンケート回答）等を活用し、保護者の利便性も考慮していきます。

15. 嘉麻市発達支援連携協議会

(1) 目 的：個別の支援を必要とするお子さんの早期発見、早期対応を行うとともに、関係機関の連携のもと、そのお子さんに応じた適切な支援を継続して行うための体制を総合的に推進します。

＜根拠法令＞嘉麻市発達支援連携協議会条例（平成27年7月1日施行）

(2) 対象者：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（引き続き、高等学校に在学する者で18歳以上の者を含む。）

(3) 内 容：外部団体を含む各関係機関の代表者20名で構成しており、市内に住所を有する児童・生徒又は市内の小中学校等に在籍している児童・生徒の発達支援に関する課題を検討し、総合的な発達支援のための体制を構築します。

(4) 実施場所：嘉麻市役所 稲築保健センター多目的ホール

(5) 実施回数：1回

(6) 実 績：第1回：発達支援に関する各事業の令和4年度実績について、就学サポートノートファイルの活用について 他

この協議会を通して、嘉麻市全体で発達障がいへの理解促進や、支援体制構築の推進を目指します。庁内の関係各課と連携を保ち、就学前から就学後までの支援体制の強化を図っていきたいと考えます。

16. 予防接種

1) 乳幼児及び児童、生徒



(1) 目的：予防接種を行い、伝染病の蔓延を防ぎ、感染から乳幼児の健康を守ることを目的としています。 <根拠法令> 予防接種法第2条第2項

(2) 方法：福岡県内実施医療機関にて個別接種

(3) 接種年齢及び接種期間：

種類	接種年齢	接種開始	回数		備考
ロタワクチン					1 回目は 14 週 6 日までに実施
・ ロタリックス	生後 6 週～24 週		2 回		
・ ロタテック	生後 6 週～32 週		3 回		
ヒブ ワクチン	生後 2 ヶ月～5 歳未満	生後 2～7 ヶ月未満	初回	3 回	接種開始年齢により、回数、間隔が異なる。
			追加	1 回	
		生後 7～12 ヶ月未満	初回	2 回	
			追加	1 回	
	1 歳～5 歳未満	1 回			
小児用 肺炎球菌 ワクチン	生後 2 ヶ月～5 歳未満	生後 2～7 ヶ月未満	初回	3 回	接種開始年齢により、回数、間隔が異なる。
			追加	1 回	
		生後 7～12 ヶ月未満	初回	2 回	
			追加	1 回	
		1 歳～2 歳未満	初回	1 回	
			追加	1 回	
	2 歳～5 歳未満	1 回			
B型肝炎	1 歳未満	3 回		母子感染予防で接種の場合は対象外	
四種混合	生後 3 ヶ月～7 歳 6 ヶ月未満	初回	3 回		
		追加	1 回		
不活化ポリオワクチン	生後 3 ヶ月～7 歳 6 ヶ月未満	初回	3 回	四種混合を接種の場合は不要。	
		追加	1 回		
BCG	1 歳未満	1 回			
MR	1 期:1 歳～2 歳未満	1 回			
	2 期:年長児	1 回			
水痘	1 歳～3 歳未満	2 回		すでに水痘に罹患した児は対象外	
日本脳炎	1 期:生後 6 ヶ月～7 歳 6 ヶ月未満	初回	2 回		
		追加	1 回		
	2 期:9 歳～13 歳未満	1 回			
二種混合	11 歳～13 歳未満	1 回			
子宮頸がん ワクチン(注 1)	サーバリックス ガーダシル	中学 1 年 ～高校 1 年の女子	3 回		シルガード 9 のみ、開始年齢によって 接種回数が異なる。
	シルガード 9		15 歳未満で開始 のとき 2 回		
			15 歳以上で開始 のとき 3 回		

(4) 乳幼児予防接種実績：

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ヒブワクチン	732	644	650	620	530
肺炎球菌ワクチン	758	634	642	616	530
B型肝炎(注2)	572	461	483	450	382
ロタワクチン(注3)	-	100	380	346	291
四種混合	774	686	659	631	579
不活化ポリオ	1	-	-	-	-
BCG	192	168	156	168	129
MR1期	196	187	154	166	129
MR2期 (接種率%)	282 (92.2)	239 (94.5)	231 (90.5)	217 (86.8)	233 (91.0)
水痘	366	365	318	290	272
日本脳炎	1060	1085	777	916	735
二種混合	235	287	247	180	212
子宮頸がん予防(注1)	9	3	69	138	134

(注1) 子宮頸がんワクチンは平成25年6月から接種勧奨差し控え

(注2) B型肝炎は平成28年10月より開始

(注3) ロタワクチンは令和2年10月より開始

(5) 評価・考察：

ほとんどのワクチンは対象年齢が幅広く、複数回接種することから接種率の計上は難しいため接種者数を計上しています。なお、MR（麻しん風しん混合）2期のみ対象者が決まっていることから、接種率が計算できるため接種率を記載しています。

接種者数については、出生数が年々減少しているため、全体的にワクチンの接種者数は減少しているものが多い状況です。

MRワクチンは令和5年末頃から全国的にワクチンの流通が不足し、医療機関の在庫が少ない状況となりました。そのため、接種者数が減少したものと考えます。

HPV（子宮頸がん予防）ワクチン接種については、平成25年6月より積極的な接種勧奨を差し控えていましたが、令和3年度11月からお知らせを再開しました。また、接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応として、定期接種の対象年齢を超えて接種を行う「キャッチアップ接種」も実施していることから、接種者が増加したと考えます。

(6) 令和6年度の取り組み：

各予防接種について、必要な時期に個別通知やホームページ等で接種勧奨を行います。MRワクチンの対象者へはワクチンの流通状況をみながら、適宜案内をしていきます。また、HPVワクチンのキャッチアップ接種については令和6年度が最終年度となりますので未接種の対象者に対し、最終の案内通知を行い情報提供を行います。

2) 高齢者定期予防接種

(1) 目的：予防接種を行い、伝染病の感染から高齢者を守ります。

＜根拠法令＞予防接種法第2条第3項

(2) 対象：

種 類	対象者	回数	備 考
季節性 インフルエンザ	・ 65歳以上 ・ 60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の日常生活がほとんど不可能な程度の障がい を有する者	毎年度 1回	令和3年度から、ワクチン委託料の単価が値上がりにより自己負担金が1500円に変更。
高齢者肺炎球菌 (H26年10月より開始)	・ 65歳 ・ 60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の日常生活がほとんど不可能な程度の障がい を有する者	1回	・ 平成26年度～平成30年度までの5年間は65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる年度の人も接種可能(平成26年度は101歳以上の人も対象) ・ 平成31年度～5年間経過措置が延長 ・ 平成26年10月1日より前に23価肺炎球菌ワクチンを接種した者は対象外

(3) 方法・実施場所：福岡県内実施医療機関にて個別接種

(4) 自己負担額： ○インフルエンザ：1,500円

○肺炎球菌：2,400円

※生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料（インフルエンザ、肺炎球菌共通）

(5) 実績：

年度 項目	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)
インフルエンザ	14,568	8,199 (15)	563	15,242	10,191 (27)	669	15,281	8,759	573	15,155	8,764 (14)	578	14,361	8,178 (9)	569
肺炎球菌	2,082	628 (0)	302	1,917	639 (1)	333	2,013	595	296	1,842	460	250	1,916	535	279

※（ ）は60～65歳未満の接種者の実数

※令和2年度のインフルエンザ予防接種は、新型コロナウイルス感染症対策の一貫で、自己負担分を県が負担したため、接種費用は無料でした。

(6) 評価・考察：

肺炎球菌の全体的な接種率は27.9%で前年度より2.9%増加しています。新規の65歳だけの接種率は45.3%で平成30年度（前回対象年度）の46.7%とほぼかわらない状況です。肺炎球菌については70歳以上の節目の経過措置終了の年度でもあり、2月くらいに受診勧奨のCMがながれたことも、受診者数の増加につながっていると考えられます。

インフルエンザについては、新型コロナワクチン予防接種の秋接種と同時期であったため、接種を逃してしまった方もあるのではないかと思います。

(7) 令和6年度の取り組み：

肺炎球菌ワクチンは、令和6年度から65歳のみと対象者が変わるため、誕生月に合わせて接種券を発行するなど検討していきます。また、令和6年度から新型コロナワクチン予防接種が定期接種になり、インフルエンザと同時期に実施することになるため、接種機会を逃すことのないよう周知を行っていきます。

3) 風しん予防接種助成事業

(1) 目的：妊婦が風しんに感染すると目や耳、心臓に障がいを持った先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があるため、妊婦の風しん感染予防を目的に予防接種の助成を行います。

(2) 対象者：風しん抗体検査の結果、抗体価が十分でない者で以下の該当者

〔女性〕妊娠を希望する者、妊娠する可能性の高い者（ただし妊娠中の者、妊娠の可能性のある者を除く）

〔男性〕妊婦（妊娠希望者）の配偶者（パートナー含む）または同居者（生活空間を同一にする頻度が高い家族など）

＊この制度で抗体価が十分でないとは、H I 価16倍以下、E I A 価8未満。

(3) 方法・実施場所：嘉麻市、飯塚市、桂川町の指定医療機関にて個別接種

(4) 自己負担額：MRワクチン（麻しん風しん）：4,065円

風しんワクチン：501円 ※生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料。

(5) 実績：(単位：人)

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
MRワクチン	23	23	30	21	19
風しんワクチン	10	3	8	3	5
計	33	26	38	24	24

(6) 評価・考察：

市内の産科医療機関において、産後の健診で抗体価が低かった妊婦に対し、予防接種を勧める取り組みをされる等ご協力いただいております。接種者数に経年的な変化はありません。

(7) 令和6年度の取り組み：

風しんの予防、感染の拡大防止には、予防接種が効果的であるため、今年度も引き続き、母子健康手帳交付時や乳幼児健診時、赤ちゃん訪問時などの機会をとらえて、普及啓発を行い、接種勧奨に努めます。

4) 風しん追加的対策

(1) 目的：平成30年7月以降、風しんの患者数が増加していることから、国は予防接種法を改正し、これまで公的に風しんの予防接種を受ける機会がなく、特に抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、平成31年からの3年間と令和4年からのさらに3年間において、風しんの追加的対策（風しん第5期定期予防接種）を実施することになりました。

(2) 対象者：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

(3) 方法・実施場所：

- 市から抗体検査と予防接種のクーポン券を発行し対象者へ送付
- 対象者は、クーポン券を持参し、医療機関、職場の健診等で抗体検査を受検
- 抗体価が低い場合に予防接種を実施
- 風しん追加的対策事業を行っている全国の医療機関で抗体検査及び予防接種を実施

(4) 周知方法：対象者へのクーポン券・案内の発送、広報紙やホームページへの掲載、新庁舎前のデジタルサイネージなどにより周知しています。

(5) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
抗体検査	476	31	149	73
予防接種※	118	12	43	14

※予防接種は、抗体検査受検後抗体価が低い場合に実施。

(6) 評価・考察：

事業が3年間延長され、令和6年度まで接種が可能となったため、最終年度の接種勧奨をはかるために、令和5年度末に対象者に対して、再交付したクーポン券を個別通知しました。

(7) 令和6年度の取り組み：

今後も引き続き、広報紙やホームページでの啓発に努めるとともに、職場健診等を積極的に活用し抗体検査が実施できるよう、市の総合がん検診申込者への通知文に啓発チラシを同封する等、働きかけを工夫しながら最終年度の接種勧奨に向けた啓発を行います。また、風しんに感染することや妊婦が感染することで生まれてくる赤ちゃんへの影響などについて説明等、効果的な周知啓発に努めます。

5) 造血細胞移植後の再接種助成事業 (令和2年度より実施)

(1) 目的：骨髄移植等による造血幹細胞の移植により、すでに接種していた定期予防接種の予防効果が低下や消失したことで、任意によるワクチン再接種が必要であると医師が認めた人に対し、被接種者及びその保護者の経済的負担を軽減するとともに、疾病の発生等を予防するため、再接種に係る費用の助成を行います。

(2) 対象者：助成の対象者は、次のすべてに該当する人です。

- 費用助成の認定申請をする日および再接種を受ける日において市に住所を有する人
- 造血細胞移植により、移植前に接種した定期予防接種（A類疾病）の免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める人
- 再接種を受ける日において20歳未満の人
- 令和2年7月1日以降に再接種を行う人

(3) 助成額：市から認定を受けた再接種について、再接種にかかった費用を助成。

※市の定期予防接種委託料が上限。

(4) 実績：令和3・4・5年度助成実績なし

(5) 評価・考察：

令和2年7月から制度を開始し、助成に対する相談、認定申請はあったものの、助成にまでは至っていません。対象となる症例が少ないものの、該当となるケースがあるため、引き続き助成できる体制が必要であると考えます。

(6) 令和6年度取り組み：

制度についての周知を行うとともに、助成の手続きがスムーズに進むよう努めます。

第4章 健康増進事業

健康教育

- (目 的) 生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的としています。(健康増進事業実施要領) <根拠法令> 健康増進法第17条第1項

1. 稲築保健センター運動指導

- (1) 目 的: 身体活動や運動についての意識や態度を向上させることを目的としています。
- (2) 対象者: 嘉麻市民(嘉麻市外でも利用可)
- (3) 内 容: 稲築保健センター2階健康増進室の運動器具を使って運動習慣を身につけます。
また、運動指導士による個別の運動指導や相談を週2日実施し、個別に安全で効果的な運動指導や集団での運動教室を行っています。
○事業委託先: 福岡労働衛生研究所
- (4) 周知方法: 保健だより、広報、特定健診結果説明時案内
- (5) 実 績:

(ア) 稲築保健センター健康増進室利用者(延人員)

月曜日～金曜日 午前9時30分～午後8時

(単位: 人)

年齢 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10歳代	3	1	0	0	0
20歳代	11	2	0	0	0
30歳代	28	111	41	2	53
40歳代	19	3	3	11	45
50歳代	169	57	130	159	182
60歳代	2,366	854	1,087	1,108	1,553
70歳代	2,647	1,507	2,078	3,012	3,159
80歳以上	844	687	538	720	1,297
男性	1,704	1,201	1,435	1,454	2,051
女性	4,383	2,021	2,442	3,558	4,238
計	6,087	3,222	3,877	5,012	6,289

(イ) 稲築保健センター健康増進室(運動指導士来庁時)

運動指導士在室時間(火曜日・木曜日: 午前9時30分～午後4時30分)

① 新規利用者数

(単位: 人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規利用者数	74	36	44	59	78

② 15分ミニ運動教室(運動指導士来庁時火・木曜日に実施)

《教室内容》

	火曜日	木曜日
10:30～	ステップで脚力アップ	バランスボールで姿勢づくり
13:30～	にこにこエアロビクス	ステップで脚力アップ
14:30～	バランスボールで姿勢づくり	にこにこエアロビクス

《参加人数（延人員）》

（単位：人）

年齢 年度	39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	男性	女性	計
令和元年度	15	144	1,852	383	1,628	2,011
令和2年度	実施せず					
令和3年度	未把握			166	362	528
令和4年度	2	165	1,660	506	1,321	1,827
令和5年度	15	239	2,147	573	1,828	2,401

（６）考察・評価：

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による利用者減少から順調に回復しています。年代別では70～80歳代の利用者は、過去5年間で最も多い状況です。団塊世代の70歳代への移行による影響と考えます。健康増進室利用者の38%の方が15分ミニ運動教室を利用しており、15分教室の利用や健康運動指導士の在室日（火・木曜日）の利用を希望される方が多くなっています。

（７）令和6年度の取り組み：

広報や保健事業を活用し健康増進室の周知を図り、新規利用者や利用を中止している方の再開の掘り起こしを行います。現在、健康課が行う骨粗鬆症検診要精密者（約80人）と市民課が行う特定健診受診者のうち特定保健指導対象者（約300人）については、運動による生活改善が必要な対象者が多いため、対象者に稲築保健センター健康増進室の無料体験チケット（1回分）の贈呈を実施し、新規利用者の増加を目指します。この無料体験チケット贈呈のインセンティブが、健康づくりの一步を踏み出すきっかけとなり、稲築保健センター増進室の有効活用につながることを期待します。

2. 健康度測定

（１）目的：自分自身の健康度を確認し、身体活動量を増加する動機づけを行い、行動変容を促していくことを目的とします。

（２）対象者：20歳以上の市民（1回の定員45名）

（３）内容：体組成成分分析及び運動機能検査を実施し、後日の結果説明会にてロコモ予防を目的とした健康教育、健康増進室の見学を行う。

（４）周知方法：広報、チラシの配布、個別通知

（５）実施場所：稲築地区公民館

（６）実績：

（単位：人）

内容 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	2回	1回	1回	2回	1回
参加人数（健康度測定会）	78	71	39	117	54
（結果説明会）	37	20	32	29	17
（増進室体験利用）	17	9名見学 4名利用	2	6	3

（７）考察・評価：

令和5年度は商工会の健診日に併せて教室を実施しました。商工会健診受診者は年齢層も若く、健診データが正常値を超える方の割合が高い集団です。そのため、体組成測定結果から行動変容のきっかけになることを期待しました。参加者は自分の結果表に熱心に目を通していまし

た。継続して測定会を利用している方は、普段から運動習慣があり、結果が実年齢よりも良い方が多く、毎日の運動の効果を確認され、運動継続の動機づけになったと考えます。

また、この教室でふくおか健康ポイントアプリの紹介を行い、新規登録者を獲得する機会にも繋りました。

(8) 令和6年度の取り組み：

今年度は11月の総合検診の日程と併せて、1回の実施を予定しています。普段保健事業の利用が困難な年代の参加に繋がりたいと考えます。

3. 男性料理教室

(1) 目的：高齢者の肥満や低栄養が課題となっている中、毎日の食事に困っている独居の高齢者等の男性が、自ら健康に気を配り、元気に暮らすことができるよう自立支援と生活習慣病予防を目的としています。

(2) 対象者：料理初心者の男性

(3) 内容：生活習慣病と食事の講話及び調理実習

(4) 実施場所：夢サイトかほ

(5) 周知方法：広報、ホームページ、LINE、健康アプリ、ロコミ

(6) 実績：

年度 内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	4回	4回	5回	6回	6回
実人員	14人	7人	9人	13人	8人
延人員	46人	22人	31人	59人	39人

(7) 考察・評価：

令和5年度は若年世代への周知としてLINEによる通知を新たに実施しました。その結果、若年世代の方1名の参加が実現しました。教室へ参加された方の理由は、「興味があった」が一番多く、次いで「食事面や健康面で気になることがあった」という意見が多くみられました。全員が6回すべて参加はできませんでしたが、80%以上の出席率で参加者が興味をもてる教室だったのではないかと考えます。

(8) 令和6年度の取り組み：

令和6年度も、引き続き事業を展開します。令和6年度は参加がしやすくなる65歳の男性に個人通知を行うとともに、LINE通知を男女関係なく配信することで、周知を広げていきます。

4. 健康プラス教室

(1) 目的：生活習慣病予防の発症と重症化を予防するための生活習慣の改善として、主に身体活動量の増加と野菜摂取量を増加させることを目的としています。

(2) 対象者：嘉麻市民

(3) 内容：年間1回の集団教育

- ・保健師講話(嘉麻市の健康データに基づく情報提供)
- ・ヨガ体験(インナーマッスルの刺激で太りにくい体作り)
- ・栄養士講話(野菜の働き、摂取量増加のための工夫)
- ・ベジタブルランチの試食

(4) 実施場所：山田市民センター

(5) 周知方法：個人通知、広報、養成教室参加者、特定健診保健指導時にチラシ配布、健康アプリでの通知

《令和5年度個人通知対象者》

令和4年度4月～12月健診受診者65～68歳の女性:222人

(6) 実績：

(単位：人)

回数		1回	2回	3回	計
年度					
令和元年度	参加人数	18	中止		18
令和2年度	参加人数	18	8		26
令和3年度	参加人数	20			20
令和4年度	参加人数	29			29
令和5年度	参加人数	23			23

(7) 考察・評価：

教室内容は、例年通り血管年齢測定、体組成測定を当日実施し、参加者の意識向上を図りました。ヨガ体験では、日常生活の合間に気軽に身体活動量を上げられるコツをつかめる内容であったのではないかと考えます。

この教室を通して、日々の運動量について見つめ直し、現状と向き合い、生活習慣の改善へと繋がる動機づけとなっていたのではないかと考えます。また、ベジタブルランチの試食は昨年まで会場内で制限をかけながらの実施でしたが、令和5年度は1カ所の試食会場で、全員が同じ方向を向いてスクール形式で黙食にて実施しました。参加者アンケート結果では、1日1時間程度の身体活動量がない方が7割、野菜摂取量が目標の350gの半量以下の方が6割でした

(8) 令和6年度の取り組み：

引き続き事業を実施します。

5. 子どもと若年世代の食生活改善事業(令和5年度開始事業)

(1) 目的：令和4年度実施した保健計画のアンケート調査の結果から見てきた「若年層の朝食欠食」「それに伴う野菜摂取量の不足」「濃い味志向」といった食生活上の課題について、子育て世代に係る関係機関等と連携し、食を通じた健康づくりの普及啓発、ライフステージに応じた食育に取り組みます。

1) 朝ごはん&ベジ事業

(1) 内容：総合検診の実施日のうち、若年者が多く受診する総合検診日の中で2日間を活用し、受診者に手軽に摂取できる試食品（グラノーラまたはスムージー）を提供、栄養士による指導を行い、朝食と野菜の摂取について行動変容の動機づけを行いました。

(2) 実績：

回数		1回	2回	計
年度				
令和5年度	参加人数（人）	47	69	116

(3) 令和6年度取り組み：

11月17日の総合健診会場で実施する計画です。

2) ヘルシーメニュー提供店舗の普及

(1) 内 容：福岡県が取り組んでいる「食の健康サポート店」の基準を満たす市内飲食店を発掘し、広報等に掲載することで、個々人の状況にあった食事を選択し、健康管理に役立てることができることを目的とします。

(※) ヘルシーメニューとは、野菜たっぷり・塩分ひかえめ・カロリーひかえめな定食メニューです（野菜たっぷりのみ、定食でなくても可）。福岡県が定める3つの基準のうち、いずれか1つ以上の要件を満たすことが条件

(2) 実 績：広報9月号「健康増進月間特集」にて、6店舗のヘルシーメニューを掲載しました。また、外食や中食（テイクアウト）時の選択の工夫等、健康的な食習慣について普及啓発も行いました。

(単位：店舗)

年度		区分	新規	継続	計
令和5年度	食の健康サポート店への登録		3	1	4

(3) 令和6年度取り組み：

広報9月号「健康増進月間特集」にて、4店舗のヘルシーメニューを掲載する計画です。

3) 5月17日(高血圧の日)啓発事業

(1) 内 容：日本高血圧学会が制定した“高血圧の日”に併せ、庁舎一階ロビーに啓発ブースを設置し、減塩や家庭血圧測定的重要性、また、減塩食品の利用について普及啓発を行います。

(2) 実 績：庁舎内の啓発ブースの来場者数は把握できませんが、資料等の配布数、アンケート結果は以下のとおりです。市役所庁舎内で健康づくりに関連した啓発ブース設置は初めての試みでしたが、複数の20歳代がアンケート回答して頂けるなど、普段教室等に参加が難しい若年層にも啓発することができました。また、ケーブルテレビ嘉麻市情報番組『かまっちゃらん！？』でも、今回の啓発活動について取材・放映があり、市役所来所者以外への啓発にもつながりました。

年度	内容	減塩調味料 試供品	パンフレット・減塩レシピ等	血圧手帳	アンケート 回答数
令和5年度 配布数		100	延べ407	64	18

(3) 令和6年度取り組み：

今年度はいわみハートクリニック、吉原医院など地域の医療機関において、啓発ブース（減塩調味調の試供品、パンフレット、減塩レシピ）による啓発普及活動を実施しました。

4) 食育レシピの普及

(1) 内 容：関係機関等の協力により食育レシピ等の情報を集約し、ICT媒体を活用し、子育て世代への食育情報を発信します。

(2) 実 績：市内保育園・幼稚園の人気レシピを集約し、令和6年3月より公式ホームページ「健康レシピ」を更新しています。また、乳幼児健診の会場である稲築保健センターにおいて、紙媒体でのレシピ配布ブースを常設しました。

【年度末時点での掲載レシピ数】

年度 \ 区分		保育園 人気	子ども が喜ぶ	生活習慣 病予防	シニア世代	郷土料理	計
令和5年度	健康レシピ掲載数	14	12	16	5	6	53

(3) 令和6年度取り組み：

市内保育園に協力をいただき「朝食にもオススメしたい保育園レシピ」を集約して、公式ホームページ「健康レシピ」の充実を図り、子育て世代の保護者や若年者へ食育情報を発信します。

6. 受動喫煙防止普及啓発事業(令和6年度開始新規事業)

- (1) 目的：保健計画アンケート結果では、市民の喫煙率は各年代で減少していたものの、がんの部位別死亡割合において、男女共に気管・気管支及び肺の割合が増加していたこと、家庭で受動喫煙をうけている割合の増加という課題について、市民の受動喫煙の害について知識や意識を向上に向けて啓発普及活動に取り組みます。

1) 小学校における児童への受動喫煙防止普及啓発

- (1) 内容：市内小学校の協力により、小学6年生保健『予防できる病気』の単元で健康課作成の受動喫煙防止普及啓発動画を児童に視聴してもらいます。また、児童を通じて保護者への授業内容を報告した文書を配布し、児童及び保護者に受動喫煙防止について啓発普及を行います。

(2) 令和6年度取り組み：

健康課において15分程度の受動喫煙防止普及啓発動画「嘉麻市の子どもたちに知ってほしい、たばこの煙の害」を令和6年3月に作成しました。内容にあたっては、養護教諭部会の意見も反映し、専門家として吉原医院の藤木健弘院長及び保健計画推進員等の協力を得ることができました。令和6年度からは、各小学校の協力を得て、作成した啓発動画を視聴してもらい、終了時の児童アンケートの実施と回収、授業後の保護者向けチラシの配布を実施します。

7. 出前講座

- (1) 目的：地域の公民館等に出向き、介護予防及び生活習慣病予防・重症化予防についての普及啓発を目的としています。
- (2) 対象者：嘉麻市民
- (3) 内容：5人以上集まる地域の公民館等で、申請により集団健康教育を実施します。高齢者相談支援センター係と協働し、健康課は心の健康、市民課医療保健係は生活習慣病予防及び食事についてのテーマを担当しました。
- (4) 実施場所：各公民館等
- (5) 周知方法：利用団体代表者へ高齢者介護課を通じて通知
- (6) 実績：

年度 \ 内容	令和元年度 参加延人数(回数)	令和2年度 参加延人数(回数)	令和3年度 参加延人数(回数)	令和4年度 参加延人数(回数)	令和5年度 参加延人数(回数)
生活習慣病予防	297人(13回)	65人(6回)	14人(2回)	108人(8回)	181人(6回)
高齢者とうつ病	72人(5回)	41人(3回)	33人(1回)	75人(7回)	48人(5回)
食事は健康のもと	194人(17回)	33人(3回)	93人(9回)	86人(7回)	104人(8回)

(7) 考察・評価：

令和3年度からの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、生活習慣病予防、食事の内容については市民課医療保健係が、高齢者のうつ病については健康課が実施しました。

(8) 令和6年度の取り組み：

高齢者の健康づくりに役立つ内容について普及啓発していきます。

健康相談

1. 健康相談

(1) 目的：心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、健康に対する意識を高め家庭における健康づくりに役立てることを目的としています。

(健康増進事業実施要領) <根拠法令> 健康増進法第17条第1項

(2) 対象者：嘉麻市民

(3) 実績：

①面談による健康相談

(単位：人)

年度 内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合健康相談	～64歳	129	195	127	24	36
	65歳～	240	62	69	11	59
骨粗しょう症	～64歳	18	16	21	11	24
	65歳～	111	36	63	70	53
病態別	～64歳	59	0	0	11	74
	65歳～	34	48	6	16	20
合計		591	357	286	143	266

※健康増進法の健康相談の対象者が40～64歳となっているため、65歳以上と分けての集計を行っています。

②電話による健康相談

年度	39歳以下	40～64歳	65歳以上	計
令和元年度	20人	151人	285人	456人
令和2年度	26人	178人	558人	762人
令和3年度	0人	5人	58人	63人
令和4年度	26人	17人	54人	97人
令和5年度	17人	17人	69人	103人

(4) 考察・評価：

健康教育時などを利用し、希望者には健康相談を実施しました。また、骨粗しょう症検診時には、栄養指導の場所を設け、要精密者を中心に指導事業を行い、受診勧奨者には数か月後に受診の確認などの電話相談を実施しました。

若年健診後の保健指導については、日中に面接することが困難なため、電話での相談などを実施しました。令和3年度より特定健診保健指導が保健医療係に移行となったため、健康課での相談対象者が国保以外の方となり利用者数が減少していますが、令和5年度は面談及び電話相談は前年度から増加しました。

(5) 令和6年度取り組み：

健康教育や検診場面、血圧計貸出、減塩モニタ貸し出しの際など、様々な場で必要に応じ相談事業を行います。

2. 血圧手帳の交付・血圧計の貸出

- (1) 目的：市民自らが家庭血圧を測定し、健康管理に役立てることを目的としています。
- (2) 対象者：嘉麻市民
- (3) 内容：希望者に2週間程度家庭自動血圧計の貸出を行い、適正な測定方法や基準値等の保健指導を行います。

(4) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
血圧手帳交付数	98	88	95	140	197
血圧計貸出数	19	14	5	3	5

※市民課医療保健係と健康課での交付数及び貸出数

(5) 考察・評価：

令和3年度から、市民課医療保健係と健康課の窓口で血圧手帳の配布及び貸出を行っています。血圧計の貸出の際には、血圧手帳を同時に配布し、返却時に手帳を持参していただき指導へと繋げました。血圧手帳交付を希望する方が増え、血圧計の貸出は減少しています。これは、過去に血圧計の貸出を利用された方が、家庭血圧計を購入され、血圧記録を継続している方が増えているためと推測します。毎年、「高血圧の日（毎年5月17日）」啓発事業として広報やふくおか健康アプリで本事業を周知しています。

(6) 令和6年度の取り組み：

引き続き事業を継続します。

3. 減塩モニタ(塩分摂取量簡易測定器)貸出及び減塩指導

- (1) 目的：生活習慣病の発症と重症化を予防するため、自分自身で1日の塩分排泄量を把握し、健康管理に役立てることを目的に減塩モニタの貸出を行います。
- (2) 対象者：嘉麻市民
- (3) 内容：減塩モニタを1週間程度貸出して、1日の塩分排泄量の測定を行います。貸出し前と貸出し後において塩分チェックリストを記載してもらい、指導を行っていきます。

(4) 実績：

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	17人	22人	6人	15人	8人

※市民課医療保健係と健康課での貸出数。

(5) 考察・評価：

令和3年度から、市民課医療保健係と健康課の窓口で貸出事業を行っています。毎年、「高血圧の日（毎年5月17日）」啓発事業として、広報やふくおか健康アプリで本事業を周知しています。

(6) 令和6年度の取り組み：

引き続き周知活動を行っていきます。

4. 肺年齢測定

- (1) 目的：慢性閉塞性肺疾患（COPD）の普及啓発を行います。また、肺年齢測定を通してCOPD早期発見・早期治療につなげるとともに、喫煙者については禁煙の動機付けとなるよう支援します。

(2) 対象者：COPD問診票において4ポイント以上（COPDの可能性あり）となった方

（3ポイント以下の人でも喫煙者は禁煙の動機づけのため実施しています）

(3) 内 容：健康課窓口において、肺チェッカー（簡易肺年齢測定機）を利用して、肺年齢を測定します。

(4) 実 績： (単位：人)

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	79	未実施	未実施	未実施	1

(5) 考察・評価：

令和元年まで、健診会場での肺年齢測定を実施していましたが、検査時に呼気を吐き出すため、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、健診会場での肺年齢測定は中止しました。

窓口での実施においても控えてきましたが、令和5年度、窓口での実施希望があり再開をしました。

(6) 令和6年度の取り組み：

引き続き、窓口での事業を継続します。

5. 血管年齢測定

(1) 目 的：生活習慣病の発症予防を測るため、血管年齢測定を通じて、健康づくりの必要性について理解を深めてもらうための情報提供やアドバイスを行います。

(2) 対象者：各種教室参加者における測定希望者

(3) 内 容：BCチェッカー（末梢血液循環測定）を利用した血管年齢測定を実施します。

(4) 実 績： (単位：人)

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	55	46	59	58	40

(5) 考察・評価：

健康プラス教室及び健康度測定結果説明会の参加オプションとしても事業を実施しました。血管年齢測定が目的であった方も多く、健康づくりの動機付けや意識の向上に繋がったと思われます。

(6) 令和6年度の取り組み：

引き続き、教室参加オプションとして事業を継続します。

6. 体組成測定

(1) 目 的：生活習慣病の発症予防を測るため、体組成測定を通じて、健康づくりの必要性について理解を深めてもらうための情報提供やアドバイスを行います。

(2) 対象者：各種保健事業における測定希望者

(3) 内 容：デュアル周波数体組成計を利用した体組成測定を実施します。

(4) 実 績： (単位：人)

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	61	26	20	29	23

(5) 考察・評価：

健康プラス教室の参加オプションとしても事業を実施しました。筋肉量や内臓脂肪量に合わせたアドバイスができました。また、健診データ等に異常がない若年者にも、健康づくりの動機付けや意識の向上に繋がったと思われます。

(6) 令和6年度の取り組み：

引き続き、各種保健事業において参加オプションとして事業を継続します。

訪問指導

- (1) 目的：療養上の保健指導が必要であると認められるもの及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的としています。

(健康増進事業実施要綱) <根拠法令>健康増進法第17条第1項

(2) 対象者：嘉麻市民

(3) 実績：

(単位：人)

内容	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
要指導	～64歳	89	107	27	47	21	27	25	29	8	10
	65歳～	225	272	39	38	5	9	7	12	8	9
合計		314	379	66	85	26	36	32	41	16	19

※健康増進法の訪問指導の対象者が40～64歳となっているため、年齢を分けて集計を行っています。

※認知症に関しては、ほとんどが65歳以上の方で精神保健福祉の訪問指導で計上しています。

(4) 考察・評価：

特定健診保健指導が保健医療係に移行したこともあり、健康課としての訪問指導件数は減少しています。精神保健に関する訪問は、第7章の精神保健事業にて掲載しています。

(5) 令和6年度の取り組み：

年度に引き続き、希望者には自宅へ訪問し指導・支援を行っていきます。

健康診査

1. 健康診査

- (1) 目的：心臓病、脳卒中等の循環器疾患を早期発見し、保健指導及び栄養指導が必要な方に適切な指導を行うことで生活習慣の改善や適切な治療に結びつけることを目的にします。

(2) 対象者：①嘉麻市民で40歳以上の生活保護受給者

②医療保険者が実施する特定健診の対象とならない方

(3) 実施内容：

(ア) 方法：集団健診…年22回実施(市内4ヶ所にてがん検診等と同時実施)

(イ) 内容：①健診項目…身体計測・尿検査・血圧・血液検査・心電図検査・診察

②保健指導：有所見者に保健指導を実施します。

(4) 実績：

(単位：人)

内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施日数	24日	20日	22日	22日	22日
受診者数	19	24	23	27	24
保健指導数 (うち特定保健指導数)	3(3)	12(8)	4(0)	23(9)	12(3)

(5) 考察・評価：

令和3年度から生活支援課が「生活保護受給者に係る健康管理支援実施要領」に基づき、健診の受診勧奨・保健指導を外委託しています。主に健診結果で受診勧奨値がある者について、面談もし

くは電話で保健指導を実施しました。

(6) 令和6年度の取り組み：

保健指導の外部委託事業者と情報共有、役割分担を行い実施していく予定です

2. 肝炎ウイルス検査

- (1) 目的：肝炎対策の一貫として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、もって市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ります。

(肝炎ウイルス検査実施要領)

＜根拠法令＞ 健康増進法第19条の2 健康増進法施行規則第4条の2

- (2) 対象者：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳で過去に検査を受けたことのない者

- (3) 検査内容：血液検査

- (4) 検診料：無料

- (5) 受診方法：市が行う集団検診

- (6) 実績：

(単位：人)

年度 内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数		3,229	2,992	2,869	2,763	2,676
受診者数	B型とC型両方	198	219	203	173	145
	B型のみ	0	0	0	0	0
	C型のみ	0	0	0	0	0
受診率(%)		6.1	7.3	7.1	6.3	5.4
C型	判定①	1	2	3	1	0
	判定②	0	0	0	0	0
	判定③	0	1	1	0	0
	判定④	0	1	1	0	0
	判定⑤	197	215	198	172	145
B型	陽性	3	2	2	2	2
	陰性	195	217	201	171	143

※C型肝炎ウイルス検査の結果に関しては、判定①と②が「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」ため要精密の対象になります。

- (7) 考察・評価：

対象者には、会社や医療機関等で肝炎ウイルス検査を受けた方や既に治療中の方も含まれているため、受診者は年々減少しています。

節目対象年齢以外の希望者に関しては、福岡県が無料で実施している肝炎ウイルス検査のほうを紹介するなど対応しました。

- (8) 令和6年度の取り組み：

年々受診者は減少しているため、個人通知を40歳のみとするなど検討が必要です。

3. 骨粗しょう症検診

- (1) 目的：骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的としています。（健康増進事業実施要領）

＜根拠法令＞健康増進法第19条の2 健康増進法施行規則第4条の2

- (2) 対象者：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性
 (3) 検査内容：レントゲンによる手の骨量測定
 (4) 受診方法：集団検診
 (5) 自己負担金：500円

- (6) 実績：（単位：人）

年度 内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数		5回	4回	5回	5回	5回
受診者 年齢 区分	40歳	10	5	8	10	5
	45歳	4	3	4	5	5
	50歳	7	8	4	13	15
	55歳	10	20	18	25	23
	60歳	25	36	29	24	30
	65歳	20	49	46	55	69
	70歳	90	42	76	66	65
計		166	163	185	198	212
結果	異常なし	55	51	65	84	83
	要指導	34	44	51	42	55
	要精密	77	68	69	72	74

※Tスコア（20～44歳の女性の骨密度平均との比較）結果

90%以上を異常なし・80%以上90%未満を要指導・80%未満を要精密

- (7) 考察・評価：

閉経後に骨密度が低下する傾向にあるため、閉経後の55歳、60歳、65歳、70歳に個人通知を実施しました。

要精密者には、受診勧奨及び生活指導を行い、その後の受診確認を行いました。保健指導に使用する資料を改良し、精密検査受診率が向上しています。

- (8) 令和6年度の取り組み：

受診率向上及び骨粗しょう症予防の観点から、昨年と同じ年齢の方に個人通知を行います。本年度も引き続き、指針に基づき検診及び指導を行います。

4. 若年健診

- (1) 目的：若年期の生活習慣病の早期発見と共に、保健指導によって健康意識の向上を図ります。
 (2) 対象者：20～39歳の嘉麻市民

○職場健診、学校健診を受ける機会のない方

○治療中の方で健診項目に該当する検査を受けていない方

(3) 実施内容：(ア) 方法：集団健診…年23回実施

(イ) ①健診項目：身体計測・尿検査・血圧・血液検査・診察

②保健指導：有所見者に保健指導を実施します

(4) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施日数	7日	21日	23日	23日	22日
受診者	161	146	120	125	120
保健指導者数	28	24	13	25	23

(5) 考察・評価：

健診の個人通知を30歳代の一部と過去に健診履歴がある方に行いました。保健指導は日中の面談が困難なため、電話でのアドバイスと資料送付で対応をしました。

(6) 令和6年度の取り組み：

令和6年度から、子育て支援課の情報から妊娠糖尿病及び妊娠高血圧症候群の履歴がある方に、新たに個別通知を行います。妊娠糖尿病の履歴がある方は、将来的に糖尿病を発症するリスクが高い集団です。健診データを基にした健康管理の必要性や生活習慣における課題に気づき、行動変容に繋がれるように支援を行います。

5. 歯科検診

(1) 目的：幅広い世代の口腔保健意識の向上を図り、歯の喪失を予防することを目的とします。

(2) 対象者：20～74歳の嘉麻市民（歯周疾患検診の対象者は除く）

(3) 内容：歯科診察、歯科指導（受診勧奨、歯科清掃器具の紹介等）

要精検の方には半年後、電話で受診状況の確認を行なっています。

(4) 実施方法：市で行う集団検診で年1回実施

(5) 検診料：無料

(6) 実績：

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施日数	1日	1日	1日	1日	1日
受診者	25人	30人	31人	58人	47人

検診結果

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
むし歯がある人の割合	2人 (8.0%)	6人(20.0%)	4人 (12.9%)	2人 (3.4%)	2人 (4.3%)
歯周病による歯肉の炎症がある人の割合	10人 (40%)	14人 (46.7%)	11人 (35.5%)	11人 (19.0%)	8人 (17.0%)

(7) 考察・評価：

「いいな、いい歯」週間に合わせ、例年秋の総合検診の日程から、日曜に実施しています。今年度の受診者は47人（20～30代14人、40代11人、50代13人、60代7人、70代2人）でした。

今年度は広報での特集記事を掲載しなかったため、前年度と比べ受診者が減少しました。検診結果は例年よりも口腔状態が良い方が多く、むし歯（4.3%）、歯周病（17.0%）でした。

受診者全員に飯塚歯科医師会より歯ブラシや歯周病に関するパンフレットを提供いただき、受診者に歯周病予防について啓発を行うことができました。また、要精密の方には、歯科衛生士による受診勧奨と効果的なセルフケアについて保健指導を行いました。

令和５年度から問診内容に１回の歯磨き時間の設問を追加しましたが、１分未満と回答された方が７人（15.2％）でした。これらの方には検診結果にかかわらず、効果的なセルフケアについて、歯科衛生士の指導を行うことが、予防的支援として重要だと考えました。

（８）令和６年度の取り組み：

今年度も総合検診の１回に日程を設定し、引き続き事業を実施します。

6. 歯周疾患検診

- （１）目 的：将来的な歯の喪失につながる歯科疾患の早期発見及び口腔保健意識の向上を図り、市民の健康水準の向上に資すること、および高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。

〈根拠法令〉健康増進法第１９条の２、歯科口腔保健の推進に関する法律

- （２）対象者：４０歳、５０歳、６０歳、７０歳

- （３）内 容：問診、口腔内検査、歯科保健指導

- （４）実施方法：飯塚歯科医師会登録歯科医院で年１回（個別検診）

- （５）検 診 料：自己負担 500 円

- （６）実 績：

（単位：人）

年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
内容						
受診率		3.0%	8.1%	7.0%	7.8%	6.5%
受診者年齢	40 歳	2	21	19	26	22
	50 歳	3	19	30	27	22
	60 歳	22	53	39	43	28
	70 歳	37	77	59	56	45
合計		64	170	147	152	117
結果	異常なし	11 (17.2%)	34 (20.0%)	26 (17.7%)	25 (16.4%)	23 (19.7%)
	要指導	33 (51.6%)	20 (11.8%)	18 (12.2%)	32 (21.1%)	23 (19.7%)
	要精密	11 (17.2%)	116 (68.2%)	103 (70.1%)	95 (62.5%)	71 (60.6%)

- （７）考察・評価：

今年度検診対象者１，８０８人中、１１７人の受診（受診率 6.5％）でした。年代別の受診率では、４０歳（6.2％）、５０歳（5.0％）、６０歳（7.8％）、７０歳（6.6％）で、受診者数は７０歳が最も多い状況ですが、受診率は６０歳（7.8％）が最も高い状況です。今年度再勧奨通知の対象を４０歳、５０歳、６０歳にしましたが、いずれの年代も前年度の受診率を下回っています。昨年度と同様に要指導及び要精密者の割合は約８割を占めていました。

- （８）令和６年度の取り組み：

今年度から健康増進法における検診対象者が２０歳と３０歳にも拡大されたため、対象者を拡大して事業を継続します。

第5章 各種がん検診及び結核検診事業

1. 各種がん検診

1) がん検診内容及び受診者数

(1) 目 的：早期発見・治療により、がんの死亡率を減らすことを目的としています。

＜根拠法令＞健康増進法第19条の2

(2) 各種がん検診の概要

検診項目	検診内容（注意事項）		対象者	検診料
胃がん	集団	胃エックス線検査	40 歳以上	900 円
	個別	胃透視または胃カメラ	40 歳以上で身体の障害のため集団検診を受けること	3,100 円
子宮頸がん	集団	頸部細胞診	20 歳以上の女性で偶数歳	600 円
	個別	個別希望は有松病院のみ		1,000 円
乳がん	集団	マンモグラフィ	40 歳以上の女性で偶数歳	800 円
	個別	個別希望は嘉麻赤十字病院のみ		1,000 円
大腸がん	便潜血反応検査		40 歳以上	600 円
肺がん （喀痰検査）	胸部エックス線検査 （問診の結果50歳以上で必要と認めた場合のみ喀痰検査を実施）		40 歳以上	200 円 （別途 600 円）
前立腺がん	P S A 検査		50 歳以上の男性	400 円
口腔がん	専門医による問診・視診		40 歳以上	500 円

(3) がん検診普及の取り組み

9月の生活習慣病予防週間には、本庁にて啓発用チラシ・クリアファイル設置しました。

今年度は広報かま10月号で肺がん検診にスポットを当てた特集記事を掲載しました。

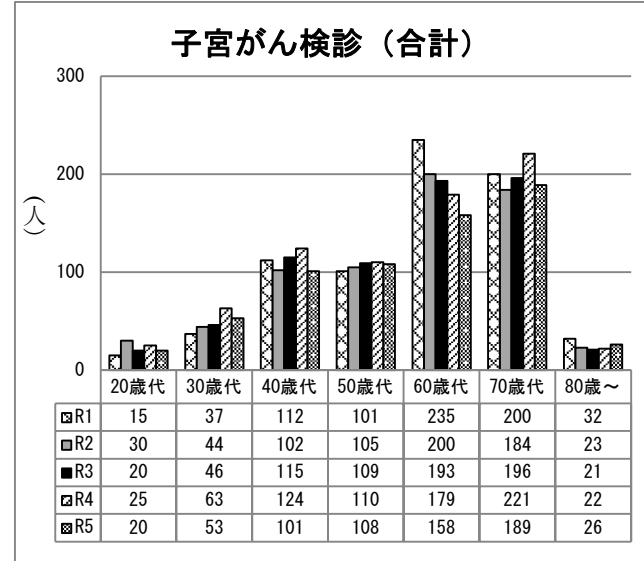
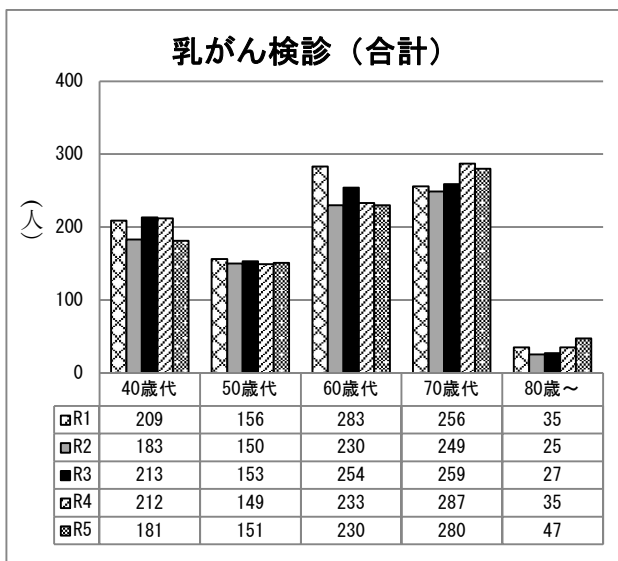
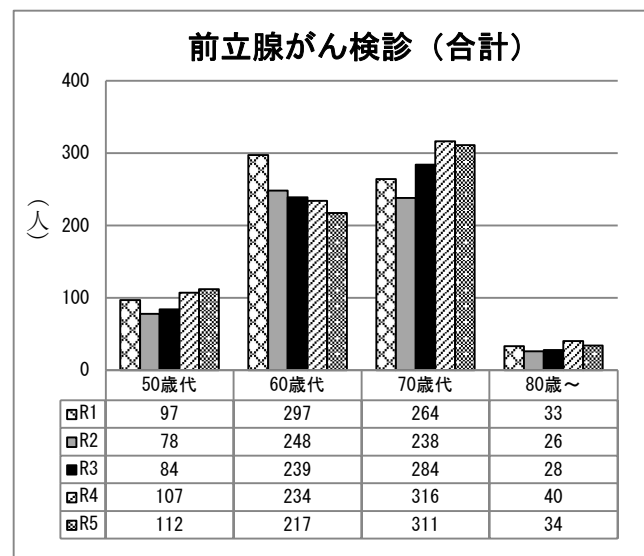
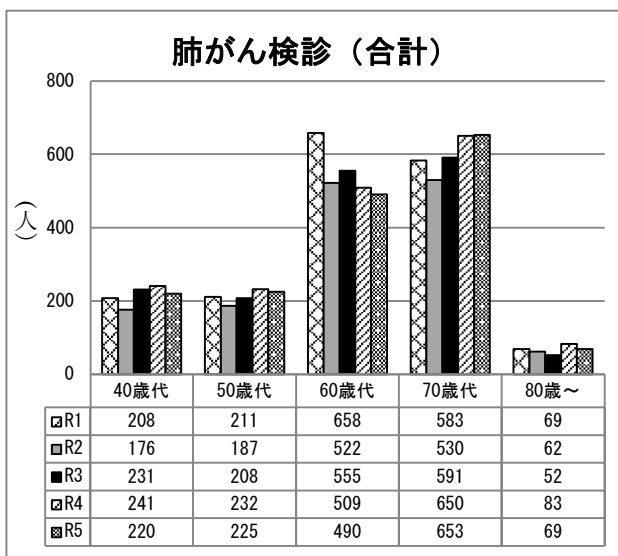
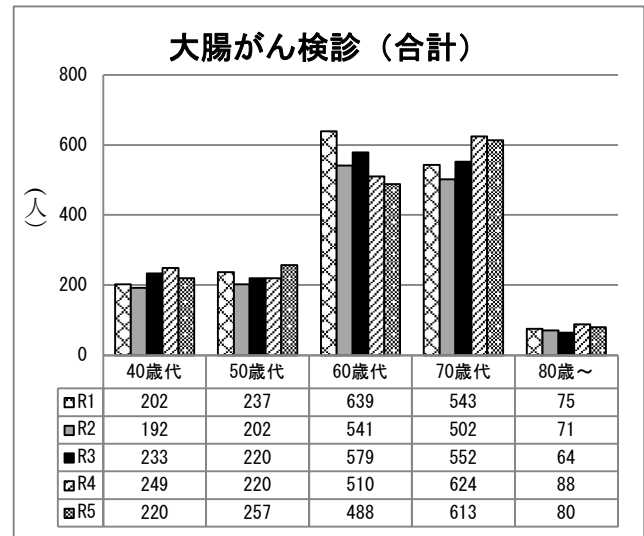
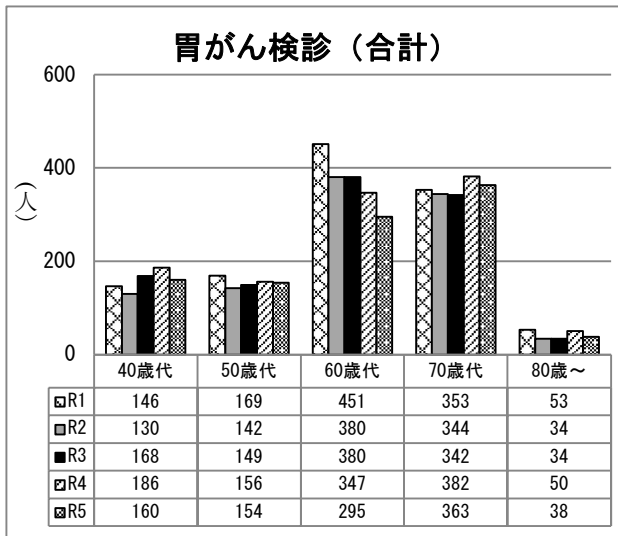
広報3月号では「女性の健康」特集で、子宮がん、乳がん検診の啓発を行いました。

(4) 各種がん検診受診者数推移（無料クーポン受診者含む）（単位：人）

項目 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員	2,616	2,311	2,486	2,492	2,856
胃がん	1,172	1,030	1,073	1,121	1,010
子宮頸がん	732	688	700	724	655
乳がん	939	837	906	916	889
大腸がん	1,696	1,508	1,648	1,691	1,658
肺がん	1,729	1,488	1,637	1,715	1,657
前立腺がん	691	590	635	697	674

：人）

(5) 各種がん検診年齢別受診者数推移（無料クーポン受診者含む）



(6) 各種がん検診結果の推移（無料クーポン対象含む）

（注1）対象者数について

○平成28年度からは、地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診受診率の対象者を使用し住民全体（当該年度4月1日時点人口）とする。ただし、40～69歳（子宮頸がんについては20～69歳）の対象者数については（注4）参照。

（注2）子宮頸がん検診・乳がん検診受診率・胃がん検診受診率は、「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」÷「当該年度の対象者数」×100にて算出

（注3）胃がん検診受診率

○平成29年度40～69歳の受診率：受診者数÷対象者数×100で算出

○平成30年度40～69歳の受診率：（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100にて算出

○平成31年度50～69歳の受診率：（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100にて算出

（注4）40歳以上（子宮頸がんは20歳以上）の受診率：（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100にて算出（当該年度4月1日時点人口）

（注5）国が対策型検診として推奨している、5大がん（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）について、国・県へのがん検診実績報告は、対象者・受診者を69歳までとしていることから、平成30年度以降は実績値を合わせて事業評価を行う。対象者数については、補助金申請時BCC健康管理システムより算出した人口を使用する。

(ア) 胃がん検診

令和6年5月15日現在（単位：人）

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
内容						
実施回数(日)		25日	21日	24日	23日	22日
(注3) 50～69歳	対象者数	10,555	10,025	9,587	9,297	9,029
	受診者数	531	522	529	503	449
	受診率(注3)	7.9%	7.3%	7.8%	8.1%	7.4%
40歳以上	対象者数 ^(注1)	26,244	26,003	25,699	25,438	25,063
	受診者数	1,172	1,030	1,073	1,121	1,010
	受診率	4.5%	4.0%	4.2%	4.4%	4.0%

【胃がん検診精密状況】

令和6年5月15日現在（単位：人）

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
内容						
精密検査	要精密者数（40歳以上）	120	107	88	91	91
	要精密率	10.2%	10.4%	8.2%	8.1%	9.0%
	精検受診者数	108	99	79	87	68
	未受診者数	6	0	0	0	0
	未把握数	5	8	9	4	23
	精検受診率	90%	92.5%	89.8%	95.6%	74.7%
	検査結果	がんであった者	1	0	0	0
		がんの疑いまたは未確定	0	0	0	0
		がん以外の疾患	93	81	45	51
		異常なし	15	18	15	14

(イ) 肺がん検診

令和6年5月15日現在(単位:人)

内容		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(日)			25日	21日	24日	23日	22日
(注4) 40～69歳	対象者数		14,826	14,283	14,283	13,420	12,993
	受診者数		1,077	896	994	982	935
	受診率		7.3%	6.3%	7.0%	7.3%	7.2%
40歳以上	対象者数(注1)		26,244	26,003	25,699	25,438	25,063
	受診者数		1,729	1,488	1,637	1,715	1,657
	受診率		6.6%	5.7%	6.4%	6.7%	6.6%

【肺がん検診精密状況】

令和6年5月15日現在(単位:人)

内容		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精密検査	要精密者数		60	53	44	64	71
	要精密率		3.5%	3.6%	2.7%	3.7%	4.3%
	精検受診者数		59	47	41	59	48
	未受診者数		0	0	0	0	0
	未把握数		1	6	3	5	23
	精検受診率		98.3%	88.7%	93.2%	92.2%	67.6%
	検査結果	がんであった者	1	0	3	1	1
		がんの疑いまたは未確定	2	0	0	1	0
		がん以外の疾患	15	18	13	27	22
		異常なし	41	29	25	30	25

(ウ) 大腸がん検診

令和6年5月15日現在(単位:人)

内容		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(日)			25日	21日	25日	24日	23日
(注4) 40～69歳	対象者数		14,826	14,283	14,283	13,420	12,993
	受診者数		1,078	935	1,032	979	965
	受診率		7.3%	6.5%	7.2%	7.3%	7.4%
40歳以上	対象者数(注1)		26,244	26,003	25,699	25,438	25,063
	受診者数		1,696	1,508	1,648	1,691	1,658
	受診率		6.5%	5.8%	6.4%	6.6%	6.6%

【大腸がん検診精密状況】

令和6年6月15日現在(単位:人)

内容		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精密検査	要精密者数		120	123	138	135	118
	要精密率		7.1%	8.2%	8.4%	8.0%	7.1%
	精検受診者数		98	105	118	117	89
	未受診者数		8	1	0	0	0
	未把握数		14	17	20	18	29
	精検受診率		81.7%	85.4%	85.5%	86.7%	75.4%
	検査結果	がんであった者	5	2	4	4	2
		がんの疑いまたは未確定	0	0	0	0	0
		がん以外の疾患	89	81	85	94	70
		異常なし	20	12	18	19	17

(エ) 前立腺がん検診

令和6年5月15日現在(単位:人)

内容		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(日)			22日	18日	21日	20日	18日
50歳以上	対象者数(注1)		9,449	9,406	9,358	9,286	9,230
	受診者数		691	590	635	697	674
	受診率		7.3%	6.3%	6.8%	7.5%	7.3%

【前立腺がん検診精密状況】

令和6年5月15日現在(単位:人)

内容		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精密検査	要精密者数		45	24	46	30	41
	要精密率		6.5%	4.1%	7.2%	4.3%	6.1%
	精検受診者数		33	17	37	24	26
	未受診者数		0	1	0	0	0
	未把握数		12	6	9	6	15
	精検受診率		73.3%	70.8%	80.4%	80.0%	63.4%
	検査結果	がんであった者	4	2	2	1	1
		がんの疑いまたは未確定	9	1	2	6	5
		がん以外の疾患	13	10	30	15	18
		異常なし	7	4	3	2	2

(オ) 乳がん検診

令和6年5月15日現在(単位:人)

内容		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(日)			20日	17日	20日	20日	19日
(注4) 40~69歳	対象者数		7,537	7,227	6,923	6,738	6,509
	受診者数		648	563	620	594	565
	受診率(注2)		16.2%	16.2%	16.7%	17.6%	17.3%
40歳以上	対象者数(注1)		14,633	14,418	14,205	14,036	13,804
	受診者数		939	837	906	916	890
	受診率(注4)		12.4%	12.1%	12.3%	12.9%	12.8%

【乳がん検診精密状況】

令和6年5月15日現在(単位:人)

内容		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精密検査	要精密者数		65	40	66	51	55
	要精密率		6.9%	4.8%	7.3%	5.6%	6.2%
	精検受診者数		59	35	62	47	46
	未受診者数		1	0	0	0	0
	未把握数		5	5	4	4	9
	精検受診率		90.8%	87.5%	93.9%	92.2%	83.6%
	検査結果	がんであった者	4	3	1	2	5
		がんの疑いまたは未確定	2	3	4	3	1
		がん以外の疾患	32	17	28	21	21
		異常なし	21	22	29	21	19

(カ) 子宮頸がん検診

令和6年5月15日現在（単位：人）

年度 内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（日）		20日	17日	20日	20日	19日
(注4) 20～69歳	対象者数	10,543	9,826	9,704	9,359	9,088
	受診者数	500	481	483	501	440
	受診率（注2）	9.7%	10.0%	9.9%	10.5%	10.3%
20歳以上	対象者数（注1）	17,639	18,077	16,986	16,657	16,383
	受診者数	732	685	700	744	655
	受診率（注2）	8.4%	7.8%	8.2%	8.7%	8.5%

【子宮頸がん検診精密状況】

令和6年5月15日現在（単位：人）

年度 内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精密検査	要精密者数	11	3	10	10	10
	要精密率	1.5%	0.4%	1.4%	1.3%	1.5%
	精検受診者数	6	2	7	10	6
	未受診者数	0	0	0	0	0
	未把握数	5	1	3	0	4
	精検受診率	54.5%	66.7%	70.0%	100.0%	60.0%
	検査結果	がんであった者	0	0	1	0
		がんの疑いまたは未確定	2	1	8	6
		がん以外の疾患	1	0	0	0
		異常なし	3	1	1	0

(キ) 口腔がん検診

（単位：人）

年度 内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性		40	19	35	27	34
女性		36	17	37	38	44
合計		76	36	72	66	78

2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

2)ー1 無料クーポン券配布事業

(1) 目的：嘉麻市が実施するがん検診において、特定の年齢に達した者に対して、子宮頸がん・乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発と健康の保持増進を図ることを目的とします。（国の補助事業）

(2) 無料クーポン券配布対象者

○子宮頸がん検診：平成15年4月2日～平成16年4月1日生

○乳がん検診：昭和58年4月2日～昭和59年4月1日生

(3) 実施場所：集団検診又は福岡県医師会が契約する福岡県内の医療機関

(4) 実 績：

年度 内容	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
子宮頸	141	4	2.8	148	20	13.5	141	12	8.5	125	8	6.4	122	10	8.2
乳	204	52	25.5	178	53	29.8	167	47	28.1	182	46	25.3	181	44	24.3

2)ー2 精密検査未受診者に対する受診再勧奨事業

(1) 目 的：5大がん（胃がん・子宮頸がん・肺がん・乳がん・大腸がん）の要精密検査と判断された者に対して着実に精密検査を受診させることにより、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

(2) 内 容：対象者に対する郵送、電話等による精密検査受診の有無の把握及び未受診者への個別の受診再勧奨

(3) 実 績：

年度 内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診勧奨者	88 人	54 人	60 人	88 人	87 人

2)ー3 5大がん個別の受診勧奨・再勧奨

(1) 目 的：5大がん（胃がん・子宮頸がん・肺がん・乳がん・大腸がん）検診において、個別の受診勧奨・再勧奨を強化することにより、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

(2) 内 容：郵送や電話等により個別の受診勧奨・再勧奨を行う

(3) 対象者：他の事業での個人通知やがん好発年齢等を考え対象者を選定しました。

令和5年度は下記の年齢に個人通知を実施しました。（特定健診対象者を除く）

- ① 21、41歳女性（子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券対象者）
- ② 26、30、34、38歳女性（子宮頸がん対象）
- ③ 44、46、48、54、56、58歳の女性（乳がん・子宮頸がん対象）
- ④ 40、64、66、68歳の男女
- ⑤ 令和3・4年度がん検診の受診歴がある20～69歳の男女

(4) 実 績：

年度 内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通知者数	5,397 人	5,543 人	5,371 人	5,091 人	4,934 人
受診者数	579 人	659 人	807 人	795 人	665 人
受診率	10.7%	11.9%	15.0%	15.6%	13.5%

(5) 令和6年度の取り組み：

下記の年齢を対象者に個人通知を実施します。

- ① 21、41歳女性（子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券対象者）
- ② 26、30、34、38歳女性（子宮頸がん対象）
- ③ 44、46、48、54、56、58歳の女性（乳がん・子宮頸がん対象）
- ④ 40、64、66、68歳の男女
- ⑤ 令和4・5年度がん検診の受診歴がある20～69歳の男女

3) がん検診総合的な考察・評価:

現在、がん検診の推奨年齢引き下げについても検討されており、国・県へのがん検診実績報告対象者・受診者が69歳までとされていることから、平成30年度以降は国の実績値と合わせて事業評価を行っています。

5大がん（胃がん・子宮頸がん・肺がん・乳がん・大腸がん）検診における69歳以下の受診率については、コロナ渦から順調に回復していましたが、今年度初めて大腸がん検診以外のすべての検診において前年度を下回りました。がん検診受診勧奨通知や検診受診歴がある者への電話勧奨は、前年度同様に実施しており、受診率低下の要因は不明です。一因として、就業年齢の引き上げ等で職場検診でのがん検診受診者が増えている影響を考えます。次に大腸がん検診の受診率が向上した要因ですが、集団検診協議会の検診啓発事業として二市一町で実施した大腸がん検診未受診者対策と思われます。この事業では、50歳代の大腸がん検診不定期受診者に検査キットを郵送し、受診を促しました。事業対象者146人のうち、61人が大腸がん検診を受診し、受診率は41.8%でした。この事業を通じて、若年層に定期的ながん検診の重要性について啓発ができました。

令和2年以降、子宮頸がん無料クーポンの対象者は子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的案内差し控えとなった年代となっており、現在キャッチアップ事業でこの年代へのHPVワクチンの勧奨が行われています。その際、健診の勧奨も併せて行っていますが、子宮頸がん無料クーポンの受診率は8.2%と低迷しております。

令和4年度の精密検査の受診率は、大腸がん検診、前立腺がん検診を除き、すべて90%以上となっています。令和4年度から精密未受診者への再勧奨通知に精密検査に関するパンフレットを同封しています。前立腺がん検診の要精密受診率が平成30年度以降低下した原因は、平成30年3月、国が策定した「がん対策推進基本計画（第三期）」における目標として「科学的根拠に基づくがん検診の実施に取り組むこと」と記載されたことに伴い、市が実施する精密未受診者への再通知見合わせの影響と思われます。5大がん精密未受診者については、今後も検診後6か月以内に受診勧奨の通知（電話）を実施します。

4) 令和6年度のがん検診の主な取り組み:

- クーポン券の未利用者や5大がん（胃・大腸・肺・子宮頸・乳がん）対象者の一部に「圧着はがき」での受診勧奨を実施します。
- 過去受診者等への夜間電話での個別勧奨を実施します。
- 広報やSNS等での検診の普及啓発に努めます。
- 集団検診協議会におけるがん検診啓発事業（令和5～7年度）を継続して実施します。
- 検診案内の工夫（保健だよりの廃止、検診ガイド作成）
- 子宮頸がん検診女性医師検診日の実施（1日／年）
- 女性の健診日における乳がん啓発ブースの設置
- 広報女性の健康週間特集記事掲載

5) 令和6年度の特定健診、各種がん検診等予定回数

検診項目	特定健診	胃・肺がん検診 結核検診	大腸がん	前立腺がん	子宮頸がん	乳がん	肝炎	骨粗しょう症	口腔がん	若年健診
実施回数	22回	22回	23回	18回	17回	17回	23回	5回	1回	22回

○集団検診予定回数

※令和5年度がん検診受診者数減少に伴い、総合検診は年21回に減らし、うち女性限定の検診日を3日間設定しています。

※若年健診は特定健診実施全日程で同時実施します。

※嘉麻市商工会健診は年1回で、特定健診・若年健診・肝炎検査、大腸がん検診を実施します。

※協会けんぽ連携健診は年1回で継続します。

○子宮頸がん・乳がん検診に関しては、市内の実施医療機関に委託し、年間を通じて個別検診を実施します。

2. 結核検診

(1) 目的：結核の早期発見・治療により、重症化や感染を防ぐことを目的としています。

＜根拠法令＞感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第1条

(2) 対象者：65歳以上の嘉麻市民

(3) 内容：胸部エックス線検査

(4) 受診方法：市で行う集団検診

(5) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
異常なし	14	9	10	8	7
要精密	0	0	0	0	0
合計	14	9	10	8	7
肺がん検診 65歳以上	1,015	1,488	1,002	1,073	1,055
合計	1,029	1,497	1,012	1,081	1,062

(6) 考察・評価：

当市では、肺がん検診も胸部レントゲンであるため結核検診又は肺がん検診での受診になっています。近年、肺がん検診として受診する方が増えてきているため、結核検診の受診は減少しています。保健だよりの中で、感染症法により、65歳以上の方は1年に1回結核健康診断を受診する義務があることを情報提供し、受診勧奨を行っています。

検診で結核と診断される方はほとんどいませんが、県の感染症の報告では、結核の新規患者は発生しているため、検診の受診勧奨は必要と考えます。

(7) 令和6年度の取り組み：

総合検診の申し込みの際に、結核及び肺がん検診の対象の方には案内を行い、受診率の向上に努めます。

3. 骨髄等移植ドナー助成金事業(令和4年度から開始)

(1) 目的：骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者の休業による経済的負担を軽減し、骨髄等の移植及びドナー登録の推進を図る。

(2) 対象者：骨髄等を提供した日において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了したことを証明する書類の交付を受けた方。

(3) 実績：令和5年度の申請はありませんでした。

(4) 令和6年度の取り組み：

広報やホームページ等で事業の周知を図っていきます。

4. 小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業（令和5年度から開始）

（１）目 的：４０歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、居宅介護サービス利用料の一部を助成し、患者と家族の身体的・経済的負担を軽減します。

（２）対象となるサービス：①訪問介護
②訪問入浴介護
③福祉用具の貸与・購入

（３）考察・評価：
令和５年度の利用者はありませんでした。

（４）令和６年度の取り組み：
広報やホームページでの周知だけでなく、チラシを作成し、近隣のがん相談支援センターに設置を依頼します。

5. アピアランスケア推進事業（令和5年度から開始）

（１）目 的：がん患者が、治療に伴う外見の変化（アピアランス）を補うために購入した、医療用ウィッグや補整具等の費用の一部を助成することにより、心理的負担を軽減するとともに、社会参加を応援し、よりよい療養生活となるよう支援します。

（２）助成対象用品：医療用ウィッグ等、補整具等

（３）実 績：
医療用ウィッグ等助成１３件、補正具等助成１件

（４）令和６年度の取り組み：
広報やホームページでの周知だけでなく、チラシを作成し、近隣のがん相談支援センターに設置を依頼します。

第6章 特定健診・特定保健指導事業

(1) 目的：メタボリックシンドロームに着目し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の有病者・予備軍の減少による個人のQOLの向上と将来的な国保医療費の適正化を目的としています。

(2) 対象者：40～74歳の嘉麻市国民健康保険被保険者（治療者も含む）

(3) 実施内容：

(ア) 方法：個別健診…6月～翌年2月（9ヶ月間）

集団健診…年22回実施（市内4ヶ所にてがん検診等と同時実施。）

(イ) 内容：①料金…課税状況によって自己負担金500円または無料。

②健診項目…検査項目は下記のとおりであり、国が定める基本的な項目に加え、クレアチニン、貧血検査、HbA1c、心電図検査を全員に実施しています。

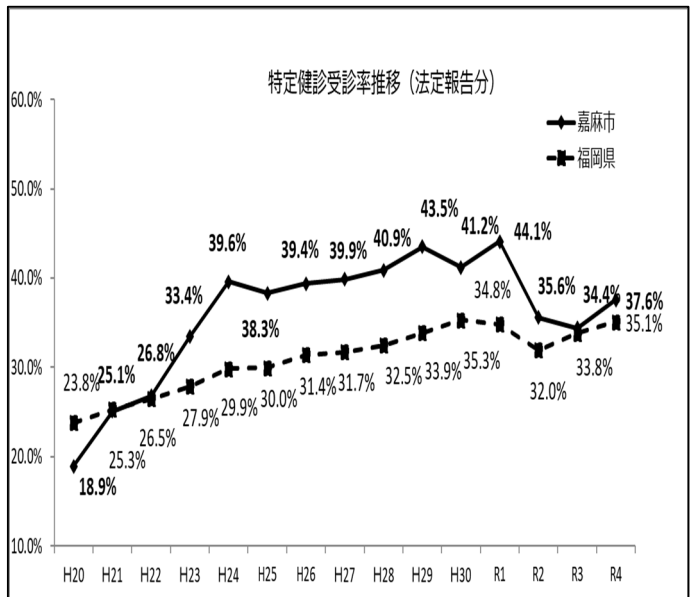
	計測					脂質				肝機能			代謝系		尿・腎機能					血液一般			心機能	眼底検査	問診		診察
	身長	体重	BMI	血圧	腹囲	総コレステロール	中性脂肪	HDL	LDL	(GASTT)	(GALT)	(Y-GGT)	空腹時血糖	ヘモグロビンA1c	尿糖	尿蛋白	尿潜血	血清クレアチニン	尿酸	血色素量	赤球数	ヘマトクリット値	心電図検査	眼底検査	生活習慣・既往する項目	自覚症状など	(身体的所見)
国が定める基準	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	■	■	○	○		□		□	□	□	□	□	○	○	○
嘉麻市実施項目	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	○

※○：全員実施 ■：いずれか実施 □：医師の判断にもとづき実施

(ウ) 保健指導：健診結果における階層化（検査項目によりリスク個数のカウント）を行い「積極的支援」「動機づけ支援」「情報提供」の3つの保健指導対象者を抽出し、発症予防及び重症化予防の観点にて、対象者を設定して保健指導を行います。

【特定健診受診率の推移】

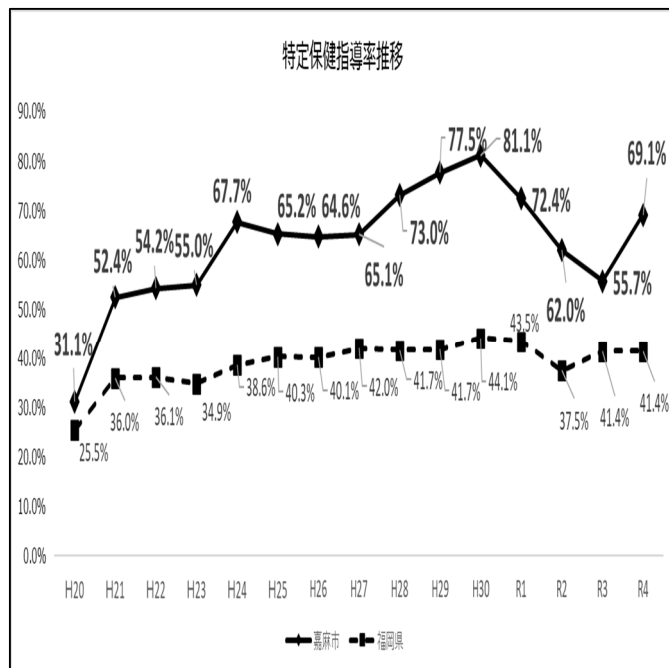
年度	法定報告	嘉麻市			福岡県		
		受診者数	対象者数	受診率	受診者数	対象者数	受診率
H20	確定	1,634	8,628	18.9%	198,990	836,502	23.8%
H21	確定	2,082	8,303	25.1%	209,900	828,654	25.3%
H22	確定	2,144	7,998	26.8%	217,257	821,017	26.5%
H23	確定	2,657	7,948	33.4%	230,109	825,315	27.9%
H24	確定	3,117	7,873	39.6%	247,091	826,978	29.9%
H25	確定	2,971	7,754	38.3%	248,292	828,700	30.0%
H26	確定	3,019	7,670	39.4%	258,550	822,902	31.4%
H27	確定	2,973	7,455	39.9%	255,607	805,675	31.7%
H28	確定	2,947	7,207	40.9%	252,967	779,186	32.5%
H29	確定	3,023	6,945	43.5%	256,135	756,370	33.9%
H30	確定	2,771	6,728	41.2%	260,331	736,883	35.3%
R1	確定	2,860	6,490	44.1%	251,910	723,618	34.8%
R2	確定	2,316	6,502	35.6%	230,838	722,295	32.0%
R3	確定	2,181	6,336	34.4%	238,947	706,622	33.8%
R4	確定	2,247	5,984	37.6%	236,321	673,387	35.1%



※令和5年度嘉麻市暫定特定健診受診率：37.9%【前年比0.3%増】

【特定保健指導率の推移】

年度 報告		嘉麻市				福岡県			
		積極的 修了者数/対象者数	動機づけ 修了者数/対象者数	特定保健指導		積極的 修了者数/対象者数	動機づけ 修了者数/対象者数	特定保健指導	
				修了者数	対象者数			修了者数	対象者数
H20	確定	19/65	32/99	51	164	31.1%	1,009/6,052	3,883/13,149	4,892 19,201 25.5%
H21	確定	38/91	72/119	110	210	52.4%	1,495/6,264	5,447/13,007	6,942 19,271 36.0%
H22	確定	49/93	125/228	174	321	54.2%	1,863/8,007	8,995/2,2047	10,858 30,054 36.1%
H23	確定	67/124	143/258	210	382	55.0%	1,804/8,517	8,944/22,272	10,748 30,789 34.9%
H24	確定	63/114	207/285	270	399	67.7%	2030/8661	10039/22597	12,069 31,258 38.6%
H25	確定	54/96	184/269	238	365	65.2%	1968/7837	10232/22431	12,200 30,268 40.3%
H26	確定	52/99	191/277	243	376	64.6%	1939/8057	10786/23642	12,725 31,699 40.1%
H27	確定	52/91	179/264	231	355	65.1%	1972/7519	11030/23474	13,002 30,993 42.0%
H28	確定	62/96	214/282	276	378	73.0%	1823/7397	10946/23320	12,769 30,617 41.7%
H29	確定	66/96	231/287	297	383	77.5%	1791/7367	11343/24116	13,134 31,483 41.7%
H30	確定	59/87	229/268	288	355	81.1%	1810/7219	12164/24453	13,974 31,672 44.1%
R1	確定	47/83	226/294	273	377	72.4%	1618/6934	11244/22640	12,862 29,574 43.5%
R2	確定	28/56	148/228	176	284	62.0%	1350/6050	8728/20819	10,078 26,869 37.5%
R3	確定	21/49	116/197	137	246	55.7%	1715/6599	9576/21118	11,471 27,717 41.4%
R4	確定	44/69	124/174	168	243	69.1%	1745/6441	9178/19918	10,923 26,359 41.4%



※令和5年度暫定特定保健指導率：69.5%【前年比 0.4%増】

(4) 実績：

(ア) 重点的対象者を設定した上で、未受診者の特性に配慮した受診勧奨

特定健診および特定保健指導（積極的支援・動機支援の保健指導）の法定報告受診率および特定保健指導率については、当年度（4月1日～翌年3月31日まで）国保の資格を有する受診者となっており、毎年度、前年度分が11月下旬に確定します。

令和5年度は、民間事業者のデザイン性を活かし、未受診者の特性に合わせて、広報かまの記事と連動した、より特定健診の受診意欲を向上させるような通知にて受診勧奨を実施しました。併せて、初対象者や40、50代、過去に健診受診歴有者に対し、夜間を含めた電話勧奨を実施しました。また、市内医療機関への巡回訪問の際、年間の診療計画に年に1度は特定健診を利用するよう依頼し、特定健診の受診環境をスムーズにするため、当日、本人が受診券を忘れた際は、後日、直接医療機関に送付する等の対応を心掛けました。

(イ) 特定保健指導以外の保健指導

特定保健指導対象者は、生活習慣病の治療をしておらず、肥満に加えて血圧等のリスクの重なりがある対象者です。しかし、肥満リスクはなくても、血圧や血糖、脂質等の検査項目において基準値以上の結果である人への受診勧奨や、すでに生活習慣病の治療をしても、生活改善等の保健指導が必要な対象者に、令和5年度も引き続き、民間事業所を活用し、保健指導を実施しました。

○情報提供者保健指導実施者：761人（延べ数）

・訪問実施者数：77人（延べ数）

・相談実施者数：684人（延べ数）

(ウ) 重症化予防事業（糖尿病性腎症重症化予防事業）

① 糖尿病管理台帳事業

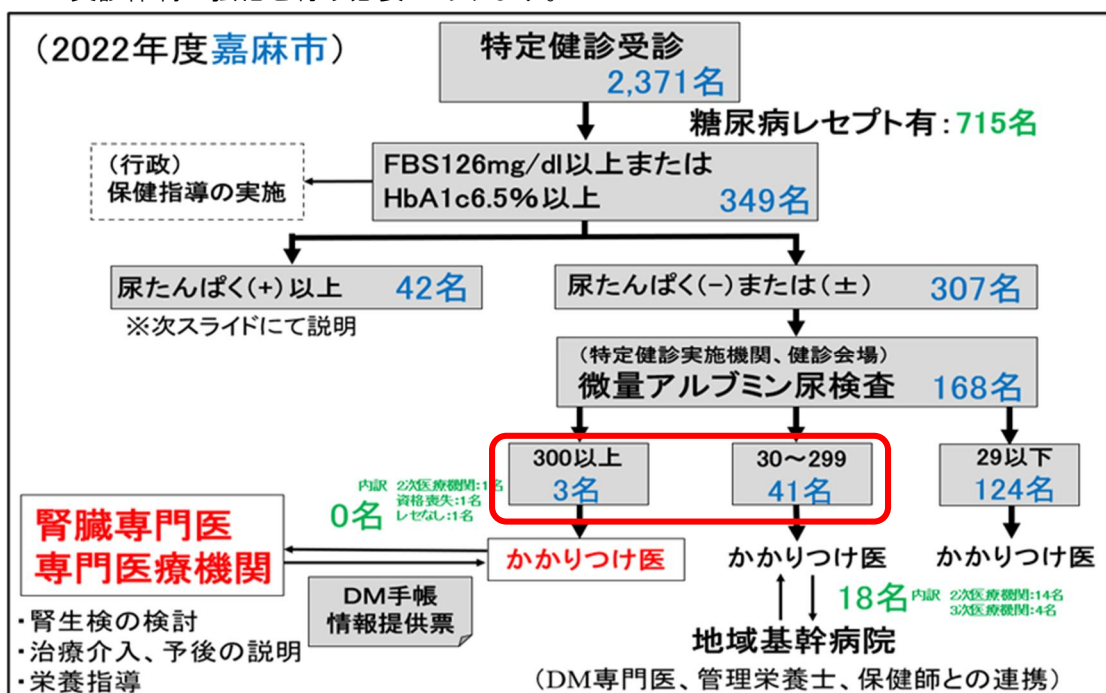
過去の特定健診受診者で糖尿病基準に該当する者のうち未治療者や、特定健診未受診者で過去に糖尿病治療歴があり、現在治療を中断している125人の対象者に、特定健診の受診勧奨と併せて、重症化予防に重点を置いた治療中断者等への保健指導を実施した結果、56人が特定健診

を受診しました（受診率 44.8%）。

受診後は、電話や訪問、面接等にて、医療への受診勧奨を含む保健指導を実施し、受診勧奨対象者 17 人のうち、15 人に受診勧奨を実施し、9 人の受診が確認できました（医療機関への受診率 60%）。

② 微量アルブミン尿検査事業

平成 31 年度に飯塚医師会の生活習慣病対策委員会の先生方や、嘉穂鞍手保健福祉環境事務所、飯塚市、嘉麻市、桂川町にて、飯塚医療圏糖尿病重症化予防推進協議会を発足し、令和元年度より微量アルブミン尿検査の実施を開始しました。糖尿病性腎症の方を早期から保健指導や、かかりつけ医や腎専門医等への受診につなぎ、新規透析患者の減少を図ることを目的として、特定健診の結果が①空腹時血糖 126 以上又は HbA1c 6.5% 以上②尿蛋白（－）または、（±）の対象者に実施しました。また、検査の実施率や検査後のかかりつけ医と専門医の連携状況を把握するため、飯塚医療圏において下記の集計をまとめ、会議等にて情報共有をしました。微量アルブミン尿検査結果 30 以上者の 44 人は、特定健診だけでは、分からなかった早期腎症の把握につながりました。今後も引き続き、2 次医療機関（糖尿病専門医等）及び 3 次医療機関（腎臓内科専門医等）への受診体制の強化を行う必要があります。



(エ) 第2期データヘルス計画の評価及び第3期計画

令和5年度は、第2期データヘルス計画の評価及び第3期計画を作成しました。健診結果や医療受診の状況、医療費、介護状況などが分かるデータを活用し、被保険者の健康課題を明らかにした上で、作成した保健事業の実施計画になります。

特定健診などの保健事業については、予防可能とされる生活習慣病の発症予防と重症化予防が大きな目的になります。第2期計画において、中長期目標疾患である脳血管疾患・虚血性心疾患・慢性腎不全を重点に重症化予防を進めてきました。下の表はその予防可能とされる生活習慣病の医療費が、総医療費に占める割合の推移についてまとめたものになります。その結果、脳血管疾患・虚血性心疾患・慢性腎不全の医療費合計が、総医療費に占める割合については年々減少しており、飯塚医師会と連携のもと導入した「微量アルブミン尿検査」や、保健師・管理栄養士の個別保健指導の効果が出てきているものと思われます。

【★中長期目標：データヘルス計画の対象疾患が医療費に占める割合の減少】

		総医療費	一人あたり医療費 (④)	中長期目標疾患				短期目標疾患			(中長期・短期)目標疾患医療費計 (①)		新生物	精神疾患 (5)	筋・骨疾患
				腎 (② 慢性腎不全 (透析有) (透析無))	脳 脳梗塞 脳出血	心 狭心症 心筋梗塞	糖尿病	高血圧	脂質異常症						
国	H30年度			--	25,437	4.42%	0.31%	2.15%	1.81%	5.40%	3.78%	2.63%	--	20.51%	15.28%
県	H30年度	--	26,952	2.66%	0.32%	2.30%	1.80%	4.91%	3.73%	2.83%	--	18.56%	15.14%	10.07%	9.10%
嘉麻市	H30年度	37億1488万円	30,241	4.88%	0.30%	1.92%	1.41%	5.41%	3.91%	2.60%	7億5932万円	20.44%	13.72%	9.88%	8.12%
	R1年度	36億3851万円	30,901	4.61%	0.38%	1.48%	1.27%	5.75%	3.83%	2.49%	7億2,091万円	19.81%	15.65%	9.67%	7.90%
	R2年度	35億7481万円	31,196	3.87%	0.37%	2.19%	0.79%	5.65%	3.92%	2.42%	6億8,679万円	19.21%	16.49%	10.20%	8.72%
	R3年度	35億1618万円	31,249	3.88%	0.26%	1.97%	1.01%	5.72%	3.94%	2.34%	6億7,236万円	19.12%	14.69%	9.74%	8.01%
	R4年度	34億6735万円	32,152	2.94%	0.20%	1.99%	1.11%	5.68%	3.71%	2.13%	6億1,597万円	17.77%	14.12%	9.90%	8.99%
国	R4年度	--	29,043	4.38%	0.29%	2.07%	1.46%	5.45%	3.06%	2.11%	--	18.82%	16.77%	7.88%	8.71%
県	R4年度	--	29,326	2.46%	0.29%	2.06%	1.37%	5.09%	3.20%	2.35%	--	16.38%	16.72%	9.43%	8.98%

(5) 考察・評価：

特定健診受診率については、委託業者と打合せを重ねて、未受診者の特性に合わせた通知にて受診勧奨し、併せて重点対象者や過去集団健診受診者への夜間を含めた電話勧奨を実施した結果、暫定値では前年度の受診率を上回りました。健診を受けることで、住民自身が健診結果により、自分の体の状態を把握することでリスクを知り、そのリスクを減らすためにどうすれば良いのか等知ってもらうことは、糖尿病や高血圧等を予防し、結果として医療費の適正化や医療費の伸びの抑制にも繋がるため、特定健診の受診率向上は今後も取り組んで行く必要があります。

保健指導については、昨年に引き続き、民間事業所を活用し、特定保健指導だけではなく、情報提供に該当する、非肥満者の高血圧、脂質異常、腎機能低下、心電図異常等の有所見者の重症化を予防するため、受診勧奨判定値以上の対象者には、医療への受診勧奨を重点的に対応しました。今後もしっかりつけ医や腎専門医等への確に治療につなげる体制の強化や、飯塚医師会生活習慣病対策委員会の先生方とCKD（慢性腎臓病）対策等に向けて連携を図り、医療・介護・特定健診等に関する情報（国保データベース：KDB）を一体的に活用しながら、未受診者対策をはじめ、治療中断者への診勧奨等の重症化予防に取り組んで行く必要があります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業については、国保及び後期高齢者の保健事業の接続、強化を目的として、後期高齢者の健診を受けた方を個別訪問し、生活習慣病の重症化予防の視点での保健指導と併せて、リハ職の方とも同伴訪問し介護予防事業につなげました。また、市民課と高齢者介護課が抱える課題の整理やケース検討会議での、他職種からの助言等を活用することもできました。

(6) 令和6年度の取り組み：

令和6年度も引き続き、特定健診の受診率向上と併せて、糖尿病を始めとした生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組み、健康寿命の延伸と医療費適正化を目指します。

一般社団法人飯塚医師会の生活習慣病対策委員会をはじめ、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や飯塚市、桂川町と、データの見える化等を推進することにより、健康課題の共有や事業実施において、連携や協力を図ります。また、健診データ・レセプトデータ等による課題抽出や、事業実施後の評価分析などにおいて、KDBの活用方法やデータ分析等について、福岡県国民健康保険団体連合会や支援・評価委員会より、助言や協力等を得ながら進めていきます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業については、個別訪問で状態不明者の把握に努めるとともに、通いの場に出向き、健診の勧奨や健康相談を実施することでデータ上だけでなく地域の高齢者の健康課題を捉えるとともに高齢者介護課や健康課とも情報共有しながら寄り添った支援に取り組んでいきます。

第7章 精神保健事業

1. 相談及び訪問事業

- (1) 目的：保健福祉環境事務所と連携し、精神障害者の早期治療の促進並びに精神障害者社会復帰及び自立と社会活動への参加の促進を図るとともに、市民の精神的健康の保持及び増進を図ります。

＜根拠法令＞精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条

- (2) 対象者：嘉麻市民

- (3) 内容：①相談事業…関係機関、近隣者、本人、家族等の来庁による相談

②訪問指導…自宅に訪問しての指導事業

③電話相談事業…電話での相談対応で匿名によるものも含む

- (4) 実績：

① 相談事業

(単位：人)

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人員(実人員)	7(7)	33(20)	29(18)	37(22)	26(21)

②訪問指導

(単位：人)

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人員(実人員)	80(25)	68(26)	40(13)	54(17)	57(22)

③電話相談 ※自殺対策の電話相談も含めて計上。

(単位：人)

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人員	35	52	81	80	86

- (5) 考察・評価：

相談は、家族や本人からの相談だけでなく、各課からの相談、社会福祉協議会からの相談、民生委員等からの相談も含めています。

令和5年度も関係機関と連携し、支援を行っていきました。相談においては、家族からの窓口や電話の相談が増えてきています。

- (6) 令和6年度の取り組み：

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、市町村の相談支援業務の対象者が精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者と拡大され、地域包括ケアが重要視されることとなりました。庁舎内の関係課及び地域の関係機関等と連携し精神保健事業に取り組んでいきます。

2. 自殺対策事業

- (1) 目的：広報活動等を通し、自殺の現状や自殺予防策等に関する市民の理解を深めるとともに自殺防止対策に関する人材の養成を行い、自殺者数を減らすことを目的としています。

＜根拠法令＞自殺対策基本法

- (2) 対象者：嘉麻市民

- (3) 内容：①嘉麻市こころの電話相談 毎週水曜日（祝祭日除く） 17：30～20：30

②講演会 職員対象（9月）・市民対象（3月）

③第2次嘉麻市自殺対策計画の策定

(4) 実 績：

①嘉麻市こころの電話相談

(単位：人)

性別 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男	1(1)	2(2)	36(3)	25(3)	20(1)
女	14(2)	19(7)	28(5)	15(2)	6(2)
合計	15(3)	21(9)	64(8)	40(5)	26(3)

※ () 内は実人員 ただし、実人員は匿名のため、相談内容等から判断しています。

②人材養成（ゲートキーパー養成）講演会

職員対象：令和6年2月16日開催 36名参加

テーマ：「ゲートキーパーとしての心得 ～傾聴とつなぎ～」

講師：就労支援B型事業所 管理者 山本 真理子 さん

市民（児童・民生委員含む）：令和6年3月16日開催 27名参加

テーマ：「地域の見守りで自殺予防 ～こころのSOSの気づき～」

講師 福岡県立大学 人間社会学部 教授 小嶋 秀幹 さん

③第2次嘉麻市自殺対策計画の策定

令和5年7月27日：第1回嘉麻市自殺対策連携協議会（書面開催）

令和5年8月28日：嘉麻市自殺対策担当者会議

令和5年8月下旬～9月末：第2次計画における取り組み事業の内容検討・整理

令和5年11月9日：第2回嘉麻市自殺対策連携協議会

令和5年12月11日～令和6年1月12日：パブリックコメント

令和6年2月22日：第3回嘉麻市自殺対策連携協議会

令和6年3月28日：答申

嘉麻市の自殺者数の推移

(単位：人)

年度 \ 区分		嘉麻市			福岡県			全国		
		男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
令和元年	自殺者数(人)	5	1	6	575	250	825	14,078	6,091	20,169
	自殺死亡率	27.99	4.88	15.64	23.56	9.29	16.08	22.64	9.33	15.83
令和2年	自殺者数(人)	7	1	8	592	292	884	13,914	6,993	20,907
	自殺死亡率	39.81	4.97	21.25	24.25	10.86	17.23	22.43	10.74	16.44
令和3年	自殺者数(人)	3	3	6	573	341	914	13,786	7,034	20,820
	自殺死亡率	17.37	15.25	16.24	23.49	12.70	17.84	22.31	10.85	16.44
令和4年	自殺者数(人)	1	1	2	599	291	890	14,622	7,101	21,723
	自殺死亡率	5.89	5.18	5.51	24.64	10.87	17.42	23.81	11.01	17.25
令和5年	自殺者数(人)	5	1	6	629	319	948	14,725	6,932	21,657
	自殺死亡率	30.03	5.30	16.89	25.88	11.93	18.57	24.07	10.79	17.25

※自殺死亡率：人口10万対

(出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料)

令和5年の嘉麻市の自殺者数は6名でした。全国的にはコロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け死亡者数は増加していましたが、令和5年は横ばいでした。しかし、福岡県においては男女ともに自殺者は増加しました。

(5) 考察・評価：

電話相談については、令和5年度は、実人数として3名の方（匿名ですが、声と相談内容から相談を受ける臨床心理士が判断）が利用されていました。いずれも継続利用者でしたが、女性の2名の方

については、少しずつ考え方が前向きになり、利用回数も減ってきています。

講演会については、今年度は令和6年2月16日に職員の方を対象にゲートキーパー養成研修を開催しました。いろんな相談に対し窓口で対応することもあり、36名の方の参加がありました。

また、毎年実施していた、児童・民生委員や市民の方を対象とする講演会を、令和6年3月16日（土）に開催しました。今年度は、案内通知のほか、児童・民生委員の方や行政区長の方の会議に参加し、案内を行いました。当日は、児童・民生委員19人、行政区長2人、その他6人の参加もあり、講演会后、積極的に質問もあり有意義な講演会となりました。

（6）令和6年度の取り組み：

第2次嘉麻市自殺計画の施策の実施に向けて、関係課及び関係機関と連携を図り、今年度も電話相談及びゲートキーパー養成研修等を引き続き実施します。

今後は、第2次嘉麻市自殺対策計画の数値目標として、「令和6年からの5年間の自殺者数を20人以下とする」を設定し、自殺対策を推進していきます。

3. ひきこもり支援者意見交換会

（1）目 的：① ひきこもり相談に対応する関係機関・関係課が抱える課題を共有し、これから取り組むべきことを明確にしたうえで同じ目標に向かって前に歩みを進める。

② 各支援者が、顔の見える関係性を保つことで、本人や家族に寄り添った丁寧な支援につなげる。

（2）参加機関：関係各課（健康課、市民課、高齢者介護課、生活支援課、社会福祉課、子育て支援課、学校教育課、男女共同参画推進課）、ひきこもり相談支援センター（社協）、精神保健福祉センター、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、ひきこもり地域支援センター筑豊サテライトオフィス、筑豊若者サポートステーション、障がい者基幹相談支援センター、ケアマネ連絡会（令和5年度参加機関）

（3）実 績：令和5年度3回

1回：令和5年5月29日（月）

○前回事例検討ケース（現状と所感）

○「福岡県におけるひきこもり等に関する調査」嘉麻市の結果について

○情報共有の際のシートの検討

2回：令和5年9月29日（金）

○関係機関、各課との連携事例について

○円滑な連携・情報共有のための「シート」の内容検討

3回：令和6年2月6日（火）

○事例検討で実際に情報共有のためのシートを使ってみる

（4）考察・評価：

ひきこもりの方については、潜在化している部分が多く、両親が高齢化し、これからのことを考えた際に不安になり相談に見えるケースなど、ひきこもり期間が長期化しての相談が多いのが現状です。

令和5年度の健康課のひきこもりの相談（電話を含む）および訪問指導は延8件です。平成29年度までほぼひきこもりの相談は0件の状態でしたが、近年少しずつ増えてきているような状況です。

（5）令和6年度の取り組み：

関係機関が情報共有しやすいシートを作成し、そのシートを活用し連携して相談ケースを支援していきます。

第8章 感染症予防支援事業

1. 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 目的：感染症に関する正しい知識の普及、及び感染症の発生状況等の情報の提供を行うことで感染症の発生予防、そのまん延の防止を目的としています。

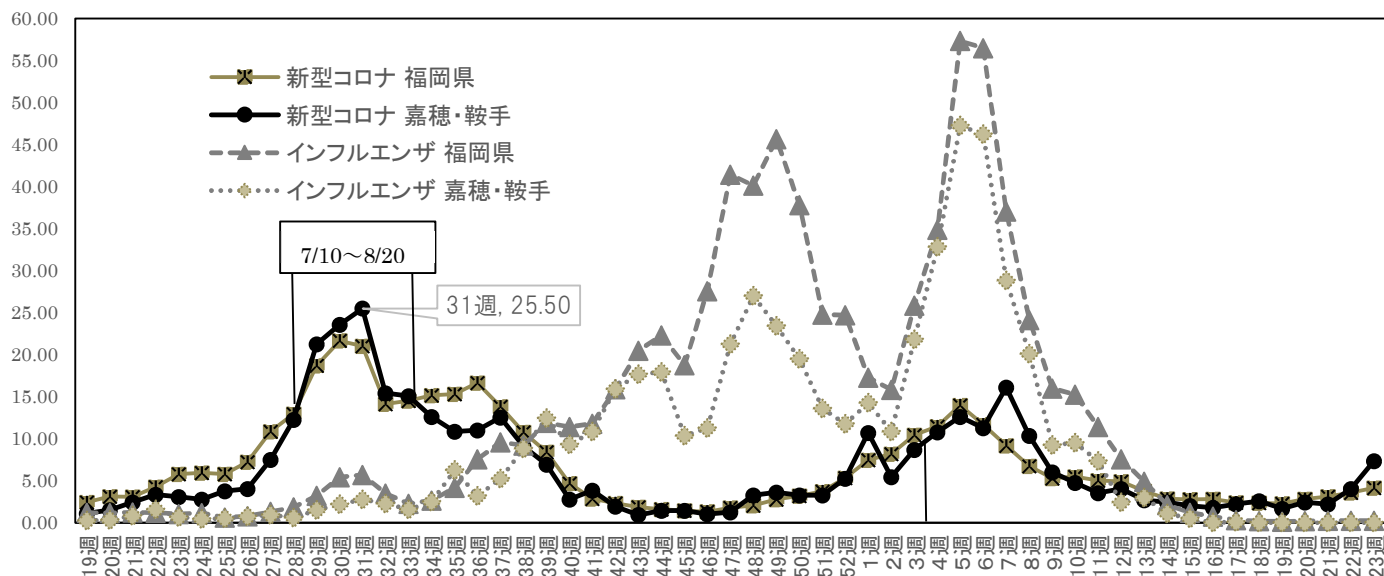
＜根拠法令＞感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

新型インフルエンザ等対策特別措置法

- (2) 対象者：嘉麻市民

- (3) 感染状況：新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に5類疾患変更されて以降、感染者の把握についてもインフルエンザ同様定点把握となりました。

【新型コロナとインフルエンザの定点把握の推移（令和5年5月8日～令和6年5月12日）】



※定点報告：1医療機関当たりの平均患者数

新型コロナ：福岡県198医療機関 嘉穂・鞍手管内12医療機関

- (4) 考察・評価：

令和5年5月8日移行5類感染症となり、感染者の把握がインフルエンザ同様定点把握となりました。濃厚接触者の取り扱いもなくなり、移行当初は感染時にどうすべきかの問い合わせもありましたが、だんだんと落ち着き、感染についての問い合わせはほとんどなくなりました。

定点把握では、福岡県と嘉穂・鞍手保健所管内は同様のグラフになっています。7月～8月にかけてやや高くなっており、次にインフルエンザの感染時に若干感染の山ができていますが、9月からのXBB ワクチンの予防接種による免疫の獲得により、感染増加を抑えることができていたとも考えられます。

2. 新型コロナワクチン予防接種

- (1) 目的：新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的とする。

＜根拠法令＞予防接種法第6条第1項の臨時接種の特例

- (2) 接種場所：医療機関での個別接種と集団接種

(3) 接種状況：

〈新型コロナワクチン予防接種経過〉

○令和3年2月17日：初回接種開始

○令和3年12月1日：3回目接種開始

○令和4年5月25日：4回目接種開始

○令和4年9月20日：令和4年秋開始接種（オミクロン株対応2回ワクチン開始）

○令和5年5月8日：令和5年5月8日春開始接種が開始

○令和5年9月～令和6年3月31日 秋接種にて臨時特例接種終了

〈新型コロナワクチン予防接種状況〉

	対象者	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目		7回目		秋接種者	
		数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
6ヵ月～4歳	813	8	1.0%	7	0.9%	5	0.6%									0	0
5～11歳	1,870	216 (2)	1.5%	212 (1)	1.5%	90 (6)	0.6%	16 (16)	0.1%							22	1.2%
12～17歳	1,774	963	6.8%	957	6.7%	512 (5)	3.6%	190 (20)	1.3%	46 (46)	0.3%					71	4.0%
18～29歳	2,872	2,145	15.1%	2,121	14.9%	1,295 (3)	9.1%	552 (13)	3.9%	194 (100)	1.4%	71 (31)	0.5%	29 (29)	0.2%	176	6.1%
30～49歳	6,741	5,426	38.1%	5,406	37.9%	3,789 (7)	26.6%	2,028 (51)	14.2%	933 (425)	6.5%	339 (193)	2.4%	113 (113)	0.8%	789	11.7%
50～64歳	6,141	5,478	38.5%	5,462 (1)	38.3%	4,766 (14)	33.5%	3,420 (43)	24.0%	2,154 (779)	15.1%	967 (680)	6.8%	238 (238)	1.7%	1,754	28.6%
65歳以上	14,246	13,451 (5)	94.4%	13,435 (6)	94.3%	13,058 (27)	91.7%	12,236 (94)	85.9%	10,864 (464)	76.3%	8,839 (1,464)	62.0%	6,391 (6,391)	44.9%	8,440	59.2%
計	34,457	27,679	80.3%	27,593	80.1%	23,510	68.2%	18,442	53.5%	14,191	41.2%	10,216	29.6%	6,771	19.7%	11,252	32.7%

※令和6年5月20日現在住民の方の接種状況：健康管理システムにて接種履歴の入力のある方

※年齢判定基準：令和6年4月1日現在

※()内は秋接種XBBワクチンを接種した人数。秋接種者は、実人数のため3回目接種以降の人数の和

(4) 考察・評価：

新型コロナワクチン予防接種については、まん延防止と重症化予防として令和5年度は、5月8日から高齢者と基礎疾患のある方を対象に春接種を実施しました。9月からは新たなXBBワクチンを使用した秋接種を臨時特例接種の最終として実施しました。回数を重ねるにつれて、接種希望者が減少していますが、9月以降の秋接種では65歳以上の方の接種が59.2%と高齢者インフルエンザの接種率と変わらない状況でした。

(5) 令和6年度の取り組み：

新型コロナワクチン予防接種については、令和6年度から予防接種法に基づく定期予防接種として実施します。実施時期としては、インフルエンザと同時期の秋の接種が予定されています。地域の医療機関での実施に向けて2市1町で接種体制を構築し、市民への周知を図っていきます。

第9章 その他の健康づくり事業

1. 食生活改善推進員研修会(中央研修・普及教室)

(1) 目的：食生活改善推進員が知識と技術を身に付け、自分自身・家族・友人などをはじめ、地域全体の健康づくりに貢献することを目的としています。

(2) 対象者：嘉麻市食生活改善推進員

(3) 実績：

年度 内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央	回数	5回	5回	3回	3回	5回
	延人数	80人	80人	39人	48人	80人
普及	回数	39回	16回	19回	42回	48回
	延人数	768人	292人	326人	683人	784人

※中央研修：各地区の代表者の中央での学習。

※普及講習：中央研修で学んだことの各地区での伝達講習、または各地区でのテーマを決めての学習。

(4) 考察・評価：

各4地区の普及講習において、中央研修で学んだことの伝達講習が行われました。今年度も昨年度に引き続き、各地域で感染対策を徹底したうえで規定回数実施することができました。

(5) 令和6年度の取り組み：

生活習慣病予防・高齢者の低栄養予防等のテーマを役員と検討し、研修会を実施します。

2. 食生活改善推進員養成教室

(1) 目的：食生活改善推進員として地域で「健康づくりのための食生活」を普及していくための基礎を習得することを目的としています。

(2) 対象者：嘉麻市民（食生活改善推進員としての活動を希望するもの）

(3) 実績：

年度 内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員		18人	—	16人	—	20人
延べ人員		136人	—	149人	—	156人

※2年に1回食生活改善推進員養成テキストにのっとり実施

(4) 考察・評価：

教室申込者は、当初20名中でしたが、1名が途中で辞退されました。この養成教室は8割以上の教室参加により修了証書を交付していますが、今年度は3名の方が修了には至りませんでした。教室終了時に、食生活改善推進員への加入へつなげた結果、準会員の方含め16名の方が会員として今後活動していかれることになりました。今後は、若い世代にアプローチするためSNSを利用し発信を行うなど、応募方法にも工夫が必要です。

(5) 令和6年度の取り組み：

食生活改善推進員養成教室については、2年に1回の実施のため、令和6年度は、実施予定はありませんが、来年度の教室実施に向けて、他の教室参加者にPRをしていければと考えています。

3. かま体操普及事業

- (1) 目的：嘉麻市民の健康づくりを推進するために制作された「健康一番！かま体操」を子どもから高齢者まで、市民全体に普及し、健康長寿を目指すことを目的としています。
- (2) 対象者：嘉麻市民
- (3) 内容：嘉麻市保健計画推進委員会の発案により平成22年度に作成された「健康一番！かま体操」を、今年度からは広報やHP等にかま体操をPRし、CD及びDVD配布で普及します。
- (4) 実績：

内容 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
CD及びDVD配付数	4人	3人	1人	5人	1人
かま体操Tシャツ配付数	0人	3人	0人	0人	0人

- (5) 考察・評価：
- 普及教室等は終了していますが、施設等で継続されているところもあり、DVDの申し込みが今年度1件ありました。
- (6) 令和6年度取り組み：
- 引き続き、希望者に対してCD及びDVDの無料配布を継続します。

4. かましちゃん健康ポイント事業

- (1) 目的：市民一人ひとりの健康づくりへの意識の向上及び主体的な健康づくりを応援するため、特定健診・がん検診等健康づくりに関する事業等への参加に対しポイント制による付加価値を設け、健康づくりへの積極的な参加を誘導することを目的とします。
- (2) 対象者：20歳以上になる市内居住者
- (3) 内容：(応募要件達成者)

- ①身体活動量の増加を目的とした歩数の記録(1ポイント)、特定健診、がん検診等健康診査の受診(1ポイント)、これら2項目をポイント化し、全ての項目を達成(合計2ポイント)者。
- ②福岡県が実施するふくおか健康ポイントアプリ事業も活用し、登録者のうち期間中3,000ポイント獲得者。

応募要件達成者は、応募用紙または健康アプリから応募期限日までに応募します。

今年度からより一層インセンティブを強化するため、応募者の内、ふくおか健康アプリの歩数獲得ポイント上位30名は抽選対象には含まず当選者としています。その他、応募者の中から抽選で100名を当選者とし、計130名の方には嘉麻市商工会又は嘉麻商工会議所発行の市内利用商品券2,000円を贈呈し、地域振興の一助とする。

また、抽選で外れた方には、「参加賞」として、市内運動施設(2か所)の1時間無料お試し券を贈呈し、健康づくりの一助とする。

令和5年度より、ふくおか健康アプリの登録者の内、期間中1,000ポイント獲得者を応募条件として、健康関連商品を100名の方に贈呈し、健康づくりへの積極的な参加と継続を促しています。

(4) 実績：

年度 内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業応募者	174人	111人	162人	188人	168人
健康関連商品応募者					101人

年度 内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アプリ登録者数	280	460	598	720
新規登録者数	230	246	266	258
年度内利用者数	未把握	420	550	634

(5) 考察・評価：

事業の応募者数は168人で、前年度より20人減少しました。令和2年度からふくおか健康アプリ利用者の応募も可能となり、今年度の応募者の内訳は歩数記録表利用14.8%、ふくおか健康アプリ利用が85.2%です。前年度と比べて歩数記録及びアプリともに増加した年代は、70歳代でした。逆に、減少した年代は、歩行記録では60歳代、アプリでは30歳代及び50～60歳代でした。事業応募者は減少していましたが、今年度60人(35.7%)の方が新規に事業参加されていました。

「ふくおか健康ポイントアプリ」は、ウォーキングや体重・血圧・食生活など日々の健康記録、検診の受診、健康教室に参加するとポイントが貯まり、一定以上になるとお得な特典やサービスが受けられ、楽しみながら健康づくりに取り組むことを推進し、県民の健康寿命を延ばし、医療費の抑制につなげることを目的としています。嘉麻市でもこのアプリを活用し、登録者に健診をはじめ、健康イベントの周知にも活用しました。

嘉麻市民におけるアプリの全登録者数、新規登録者数、利用者は年々増加しており、健康づくりを楽しみながら行うツールとして、役立てられていると感じます。

以前からアプリ利用者からの要望が多かった、市内の特典協力店によるサービス利用について、今年度、新たに特典協力店を2店舗、期間限定の特典サービス店を3店舗に協力をいただき、広報特集記事内での周知を行うことができました。

また、今年度から取り組んだ健康関連商品の応募には101名の参加があり、商品の引き換え時には、管理栄養士による健康サポート食品利用に関するアドバイス、個別の栄養指導を行うことができました。

(6) 令和6年度の取り組み：

商品券贈呈を130名（ふくおか健康アプリの歩数獲得ポイント上位30名は抽選対象には含まず当選者とする）で継続します。また、アプリ利用者への健康サポート商品贈呈100名につきましても継続します。

5. 健康づくり推進のための会議開催の状況

●嘉麻市健康づくり推進協議会の開催

第1回：令和5年7月6日（木）

●嘉麻市保健計画推進員連絡会の開催状況

第1回：令和5年7月20日（水）

第2回：令和6年3月27日（木）